

いじめによる重大事態に関する再調査報告書

令和8年3月13日

福岡県いじめによる重大事態再調査委員会

目 次

はじめに.....	1
第1章 事案の概要及び再調査の基本的な考え方.....	2
1 事案の概要.....	2
(1) 第三者委員会報告書の調査結果の概要.....	3
(2) 遺族からの意見の概要.....	3
(3) 再調査を行った理由.....	4
(4) 調査機関(再調査委員会).....	4
2 再調査の基本的な考え方.....	4
(1) 再調査の目的.....	4
(2) 再調査の方針.....	4
第2章 再調査の実施.....	6
1 再調査の主要論点.....	6
2 再調査の実施内容.....	6
(1) 既存資料の精査と活用.....	6
(2) 聞き取り調査.....	6
(3) 現地調査.....	7
(4) アンケート調査.....	8
第3章 再調査の結果.....	9
1 本件事案の事実関係.....	9
(1) 当該学校入学前の状況.....	9
(2) ■■■部について.....	10
(3) ■■■部におけるトラブルと顧問への訴え.....	12
(4) 退寮後の対象生徒の様子.....	15
(5) 対象生徒の様子の変化、自死への傾倒と固執.....	18
(6) 定期試験後の課題指示から自死に至るまでの経緯.....	18
(7) 自死後の対応.....	20
2 いじめの認定.....	21
(1) いじめの定義.....	21
(2) 対象生徒へのいじめについて.....	22
(3) 本件いじめ行為が発生した原因の考察.....	28
3 対象生徒の自死に至る心理と過程に関する考察.....	31
(1) 自死に至るまでの関連事実.....	31
(2) 自死に至るまでの心理的考察.....	33
(3) 総合的な考察.....	36

4 学校の対応と課題	38
(1) いじめ等に関する報告義務の不履行と組織的な対応の欠如	38
(2) いじめの認知・判断能力の不足	38
(3) 対象生徒の SOS・心身状況把握の不備	39
(4) 生徒への教育的配慮と学業管理における課題	40
(5) 部活動指導・運営の構造的課題	41
第4章 今後講ずべき再発防止策(提言)	43
1 いじめの正しい理解と認知	43
(1) 教職員の理解の徹底	43
(2) 生徒への対応	44
2 いじめを生まない環境づくりと連携体制の確立	47
(1) 予防教育	47
(2) 相談しやすい体制づくり(早期発見に向けた積極的な働きかけと話しやすい雰囲気醸成)	48
(3) 保護者との連携	50
3 いじめが起こった際の組織的対応	51
4 いじめが起こった後の関係生徒及びその保護者への継続的な個別支援とケア	53
5 運動部活動の抜本的な組織改革	55
(1) 部活動指導内容の改善	55
(2) 部活動運営体制の健全化と学校組織による監督機能の確立	58
(3) 寮運営の適正化	59
6 学校における自死予防	61
(1) 予防活動	61
(2) 危機対応	64
(3) 事後対応	67
7 学校全体のガバナンス強化と持続的改善の仕組み	68
(1) 追試験や補充指導のルール明確化と共通理解	68
(2) 提言全体の実効性確保と持続的改善	71
県が講ずべき対策	74
おわりに	76
福岡県いじめによる重大事態再調査委員会委員構成	77
福岡県いじめによる重大事態再調査委員会による再調査・審議経過	78
参考文献	79

【名称の表記】

本文中では、名称の表記について、下記のとおり省略して記載しています。

当該学校	学校
第三者委員会	学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会
学校調査報告書	学校いじめによる重大事態に係る調査報告書
第三者委員会報告書	学校生徒の自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書
再調査委員会 本報告書	福岡県いじめによる重大事態再調査委員会 福岡県いじめによる重大事態再調査委員会再調査報告書
法	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
再調査	いじめ防止対策推進法第31条第2項に基づく調査
国の基本方針	いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)※最終改定平成29年3月14日
国のガイドライン	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)※最終改訂令和6年8月
運動部活動のガイドライン	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月スポーツ庁)
県の基本方針	福岡県いじめ防止基本方針(平成26年3月) ※最終改定平成30年2月16日
学校基本方針	学校「学校いじめ防止基本方針(平成29年11月)※最終改訂令和6年4月
対象生徒	”いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は”いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある生徒()
関係生徒	いじめを行った疑いのある生徒その他重大事態に何らかの関わりのある生徒
生徒A	関係生徒()
生徒B	関係生徒()
生徒C	関係生徒()
生徒D	関係生徒()
生徒E	関係生徒()

はじめに

この度の再調査の報告にあたり、お亡くなりになった生徒の御冥福を心からお祈りするとともに、御遺族に心からお悔やみ申し上げます。

本報告書は、私立高等学校2年生の男子生徒が令和3年3月に自死した事案に関して、学校第三者委員会がいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定により調査した結果について、同法第31条第2項に基づき、「福岡県いじめによる重大事態再調査委員会」において再調査した内容の報告です。

再調査委員会は、令和6年2月、知事からの再調査の諮問を受けて、中立・公正な立場から委員それぞれの専門的な知識や経験を活かして、聞き取り調査等を実施し、審議を重ねてきました。

この度の再調査にあたっては、事案発生から相当な年月が経過していることに加え、関係者への聞き取りの実施が容易でなかったこと、また、先行する第三者委員会の調査結果についても、資料の入手に第三者委員会の調査を受けた対象者の同意が必要であったため、全ての資料を承継することができませんでした。本報告書は、このような調査環境の制約等により、知り得た限りの情報に基づくものです。

この間、御遺族をはじめ、当該学校の関係者や同級生など、多くの方々の協力を得たうえで、可能な限り事実関係についての資料収集等を行ってきました。

調査に御協力いただいた皆様には、深く感謝申し上げます。

本報告書は、再調査委員会の設置の経緯、再調査委員会が適切と判断した当該学校及び学校第三者委員会調査の証拠資料、再調査委員会が必要と判断した追加調査等によって収集した資料をもとに、いじめ行為の認定やいじめ行為と自死との関係等について考察を行うとともに、今後の再発防止についてまとめています。

再調査委員会としては、今後、本報告書を当該学校の学校運営に反映するとともに、当該学校以外の学校においても、広く「いじめ」の再発防止に活用していただくことを期待します。

福岡県いじめによる重大事態再調査委員会

第1章 事案の概要及び再調査の基本的な考え方

1 事案の概要

(事案の経緯)

- 令和3年3月、私立高校の生徒が自死。遺書には過去に部活動の先輩らからいじめを受けていた等の内容が含まれていた。
- 当該学校は、令和3年9月に第三者委員会を設置し、調査を開始した。
第三者委員会は、平成31年4月から令和元年6月にかけて、部活動内において先輩らが対象生徒をガムテープ等で■に貼り付ける等の10のいじめ行為があったことを確認した。
- 令和5年12月、当該学校が知事に「いじめによる重大事態に係る調査報告書」を提出。当該学校は、部活動内のいじめ行為が自死の一因となったと考えられるとした。
- 同月、遺族は、いじめの事実認定が不十分であること、学校の対応についての調査検討がされていないこと、再発防止を検討するための調査が不十分であること等を理由に、知事に対し、再調査を求める意見書を提出した。
- 知事は、令和6年1月17日、附属機関である再調査委員会に対し、再調査の必要性の有無について諮問した。
- 再調査委員会は、令和6年2月14日、再調査の必要があると知事に答申した。知事は、その答申を受けて同月22日に再調査を決定し、同日、再調査委員会に対し再調査実施を諮問した。

<経緯>

平成31年 4月～

令和元年 6月 いじめ事案発生

令和3年 3月 対象生徒が自死

9月 当該学校が第三者委員会を設置し、調査開始

令和5年 9月 第三者委員会が当該学校に調査報告書を提出

12月 当該学校が県に「いじめによる重大事態に係る調査報告書」を提出

12月 遺族が知事に「再調査を求める意見書」を提出

令和6年 1月 知事は再調査委員会に再調査の必要性を諮問

2月 再調査委員会から知事へ答申

2月 知事は再調査を決定

2月 知事は再調査委員会に再調査実施を諮問

(1) 第三者委員会報告書の調査結果の概要

当該学校は、弁護士2名、大学院教授1名、大学准教授1名、臨床心理士1名の計5名で構成される第三者委員会を設置し、令和3年9月6日から令和5年9月4日まで計27回の審議を行った。

ア 第三者委員会の設置の目的

- ① 本件自死に至るまでの経緯を調査し、対象生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- ② 本件自死に至るまでの過程における、当該学校の対象生徒への対応について調査すること。
- ③ 上記①、②の調査によって明らかになった事実を踏まえ、本件自死の原因を明らかにすること。
- ④ 当該学校の本件自死前後の対応が適切であったかを考察すること。
- ⑤ 上記①ないし④の調査、考察等を踏まえ、[]に関わるすべての[]及び[]が健やかに生きるための環境整備を踏まえた再発防止に関する提言を行うこと。

イ 調査内容

- ① 対象生徒が作成した遺書の検討
- ② 遺族、教員、生徒、中学時代の友人等からの聞き取り
- ③ 対象生徒の自宅、当該学校内の[]、部室及び[]部寮等の現地調査
- ④ 遺族や当該学校から提供を受けた資料の確認

ウ 調査結果

- ① 平成31年(令和元年)4月から6月初旬にかけ、10件のいじめを認定し、それ以外のいじめについては、確認できなかった。
- ② 対象生徒の自死に影響を与えた可能性のある事実として、[]部内でのいじめのほか、本人の性格、家庭環境、[]部顧問による再入寮の拒否、定期試験後に大量の課題を出されたこと等があり、これらの事実が相まって引き起こされたものの、直接的な原因は判断できなかった。
- ③ 第三者委員会報告書では、本件のような事案を二度とおこさないため、また、万一の事態において最適な対応をするため、自死の予防や部活動指導・生徒支援の在り方、遺族とのかかわり方などについて、提言が示された。

(2) 遺族からの意見の概要

令和5年12月、遺族は、代理人を通じて知事に対し、意見書を提出し、下記の内容について改めて調査を行うよう、求めている。

- ① 対象生徒が受けたいじめについての調査及び検討
- ② 対象生徒へのいじめ発覚前後の学校の対応についての調査及び評価
- ③ 再発防止策を検討するために必要な調査及び具体的な防止策の検討
- ④ 部活の環境が対象生徒の自死に与えた影響についての調査及び検討
- ⑤ 上記調査を踏まえた上で、いじめ及びいじめに対する学校の対応と自死の因果関係についての検討

(3) 再調査を行った理由

再調査を行う必要があると判断した再調査委員会の意見を踏まえ、令和6年2月22日、知事は再調査を行うことを決定し、同日、再調査委員会に対し再調査実施を諮問した。

(再調査委員会が再調査を行う必要があると判断した理由)

- ① いじめが行われた背景や学校の対応を含め、事実関係が十分に明確になっているとは言えない。
- ② 事実関係が十分に明確になっているとは言えない以上、再発防止について再考の余地がある。
- ③ 学校の調査報告は、上記①、②について十分なものであるとは言えないことから、再調査を求める遺族の主張は合理的なものと認められる。

(4) 調査機関(再調査委員会)

再調査は、知事の諮問を受け、附属機関である再調査委員会が実施した。

再調査委員会の委員は、弁護士、医師、大学准教授(学校心理学)、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの5名で構成し、第1回の審議を令和6年3月27日に行い、以降令和8年2月20日まで24回、審議、聞き取り調査、現地調査等を行った。

2 再調査の基本的な考え方

(1) 再調査の目的

再調査委員会の調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることであるから(国ガイドライン)、当該学校が知事に提出した法第28条第1項の調査結果について、再調査を行うことにより、重大事態の発生防止を目的とするものである。

(2) 再調査の方針

再調査は、当該学校からの調査結果について調査を行うものであり、再調査委

員会が適切と判断した当該学校及び遺族から提供された資料、第三者委員会調査の証拠書類を資料として用いるとともに、必要な追加調査を行って、資料の充実を図りより広い視点で審議を行う。

次の事項に留意して行う。

- ① 生徒の尊厳の保持を重視し、対象生徒の気持ちに寄り添う審議を行うとともに、遺族への内容確認、情報提供を丁寧に行う。
- ② 法の目的である「いじめ防止」のために、何をすべきかを常に念頭に置いて審議を行うこととし、関係当事者や学校等に対する一方的な批判に陥らないよう留意する。
- ③ 生徒への負担を考慮し、当初調査と重複した調査とならないように配慮する。
- ④ 生徒のプライバシーに配慮し、情報の公表には十分に注意する。
- ⑤ 再調査の結果は、可能なかぎり早期にまとめるよう努力する。

第2章 再調査の実施

1 再調査の主要論点

再調査では、主に下記の点について、調査の主要論点として整理し、重点的に調査・審議を行った。

- 【論点1】いじめの事実関係の明確化
- 【論点2】学校、顧問の対応の明確化
- 【論点3】学校、顧問の対応の検証
- 【論点4】いじめ行為等と自死との関係について
- 【論点5】再発防止に向けた提言

2 再調査の実施内容

(1) 既存資料の精査と活用

ア 第三者委員会の調査資料について

第三者委員会では、学校の関係者、遺族、友人等に聞き取り調査を実施するとともに、対象生徒の自宅や学校の■■■■及び■■■■部部室、■■■■部寮及び併設されている■■■■の現地調査を行っている。

本委員会では、第三者委員会が実施した聞き取り調査のうち、再調査委員会への資料提供について同意が得られた一部の方の聞き取り結果のみを入手し、これを再調査における資料として活用した。

イ 遺族や学校からの提供資料について

遺書をはじめ遺族から提供された資料や学校から提供された資料の内容について、精査を行った。

(2) 聞き取り調査

遺族、当該学校の元■■■■部員とその保護者、学校関係者、及び第三者委員会委員長に聞き取りを行った。

ア 遺族

(ア) 日時:令和6年4月25日(木)

対象:母親

内容:再調査に対する要望について

学校等の対応について

対象生徒の様子や友人関係について 等

(イ) 日時:令和7年10月24日(金)

対象: 母親、きょうだい

内容:学校等の対応について

部について

対象生徒の様子について 等

イ 元部員とその保護者

日時:令和7年3月5日(水)

対象:関係生徒1名及びその保護者1名

元部員3名及びその保護者1名

内容:部について

寮生活について

いじめ行為について 等

ウ 学校関係者

(ア) 日時:令和7年3月11日(火)

対象:顧問、2年次担任

内容:部について

いじめ行為について

寮の管理、対象生徒の入退寮について

定期試験後の課題について

対象生徒の教室での様子について 等

(イ) 日時:令和7年3月27日(木)

対象:校長、1年次担任

内容:部について

いじめ行為について

寮の運営及び対象生徒の入退寮について

定期試験後の課題について 等

エ 第三者委員会委員長

日時:令和7年2月12日(水)

内容:第三者調査報告書について 等

(3) 現地調査

日時:令和7年3月11日(火)

内容:当該学校の及び部部室、部寮及び併設されている

■■■■の現地調査。

(4) アンケート調査

日時:令和6年11月20日(水)(回答期限12月4日(水))

対象:元■■■■部員及びクラスメイト(1、2年生時)

(計46名に郵送で実施。うち、35名から回答)

内容:いじめ行為について

部活動及び寮生活の様子について 等

第3章 再調査の結果

1 本件事案の事実関係

(1) 当該学校入学前の状況

ア 中学校時代

(ア) 対象生徒は、平成 28 年4月、公立中学校に入学した。多くの友人がおり、長期休暇中には友人と泊まりがけで遊びに出かけることもあった。家庭内で世間のいじめ問題が話題になった際には、母親に対し、「どうしてこんなことをするのか、理解できない」と疑問を呈していた。

対象生徒は、小学校の頃から地域の少年部(以下「部」という。)に所属し、中学校でも学校の部と並行して部に通っていた。中学2年時にはレギュラーとして活躍していたが、中学3年の5月頃に部を辞めている。その理由として、対象生徒は、「部のレギュラー選考について、選考基準が曖昧で、練習への参加頻度や実力以外の要素が考慮されているのではないかと」感じていることを母親に話していた。部を辞めた後、対象生徒は母親に「自分は部が好きだが、部ではもうやりたくない」と話した。なお、中学校の部活動として部は引退まで続けた。

(イ) 対象生徒の遺書には、中学校時代の自身の家族の様子について以下の記載がある。

部活動は、中学校時代から部活動として部は引退まで続けた。

また、この時期の対象生徒の家庭環境に関する様子は、高校1年生の夏に対象生徒が自ら語った記録によっても確認できる。その記録からは、中学校当時の状況が以下のとおり示されている。

部活動は、中学校時代から部活動として部は引退まで続けた。

なお、

イ 中学3年生のときの家出について

対象生徒の遺書には、「死ぬ覚悟は中3のときの家出のときに済ませてある」と記載されている。この遺書にある家出は、中学3年生であった平成 30 年夏頃の家出を指すと推測される。対象生徒は、中学3年生の6月頃、夜から翌朝にかけて家出をした。帰宅後、家族に「東京まで行こうと思ったが、途中で遠いと感じ、近所の公園で寝てから帰ってきた」旨を話した。家出をした明確な理由は家族に話さなかった。家族は、家出の原因として前述の を辞めた事柄くらいしか思いつかないと証言している。

ウ 高校進学等について

対象生徒は、同じく をしていたきょうだいも当該学校への進学と 部への入部を検討していたこともあり、自身も同じ学校への進学を考えるようになった。 部にも推薦枠があることを知り、両親に、「自分も(当該学校に)行けるのであれば行きたい。私立で3年間 をさせてください」と懇願した。平成 31 年4月、対象生徒はきょうだいとともに当該学校に推薦入学することになった。

対象生徒は 部に入部し、 部の専用の寮に入寮した。

なお、学校生活の状況において、本委員会のアンケート調査では、対象生徒はクラスメイトと冗談を言い合うなど良好な関係を築き、他の部活動の生徒とも仲良くしており、表面上は特段悩んでいる様子は確認されなかった。

(2) 部について

ア 部の強化の背景

当該学校 部は、元来強豪として知られていたわけではなかった。平成 23 年頃、学校全体の入学希望者が減少していた時期に、学校の雰囲気活性化を目的で部活動の強化が進められた。その際、当時の校長と顧問の中学校時代の恩師との交流が縁となり、顧問が当該学校の教員になることとなった。この背景には、顧問の父親(後述する 部寮の寮監)が地元で を運営しており、顧問の招聘によって の実力がある生徒が集まるだろうという学校側の期待があった。実際に、顧問の就任後、多くの 経験者が当該学校に入学するよう

になり、■部は部員数を増やし活動を活発化させた。

令和元年7月、当該学校■部は全国的な大会において上位入賞という成績を収めた。

イ ■部の活動環境

■及び■部室は■内に位置し、校舎や他の部活動場所からは物理的に離れた場所にある。顧問が利用する教官室と男子部室は、■を挟んで離れた場所に位置しており、男子部室の扉を閉めると、隣接する女子部室からでも男子部室内部の状況を把握することは難しい。■内及び■部室内の状況は、■部以外の教員や生徒の目に触れる機会は多くはない。

ウ ■部の寮について

■部の寮は平成22年頃から存在し、当初は、地元にあった寮監の自宅が寮として使用されていた。平成29年3月、寮監は■専用の施設と住居(1階部分は寮監の自宅、2階部分が本件寮)を建設した。土地購入費用と建築費用は寮監が負担し、当該学校からの補助等はなかった。本件寮は、平成29年4月から当該学校■部の男子部員寮として運営されている。また、平成29年4月1日より、当該学校と寮の所有者である寮監との間で「建物賃貸借契約」が締結されていた。契約上、当該学校が生徒の生活、安全、人間関係に対して直接的な管理・監督責任を負うことは規定されていなかった(その後、令和4年4月1日からは、契約形態が「管理委託契約」に移行している)。

寮監は大型バスやマイクロバスを所有し、■部の遠征時には自ら運転してサポートしていた。

寮監は、毎日、寮日報を作成し、当該学校に提出していた。寮日報には、異常がなかったか、誰が学校を欠席しているなどの内容を記載することとなっているが、それ以外に、当該学校は、本件寮に対する定期的な管理や監督を行っておらず、什器備品の修繕などにも関与していなかった。

また、入寮を希望する部員は、当該学校に入寮届を提出することとなっているが、当該学校による審査はなく、顧問及び寮監の一存により可否が決定されていた。本件寮内での生活面については、部員である寮長(原則、最上級生)に指導が委ねられていた。本件寮には、男子部員の過半数が入寮しており、対象生徒の学年では6人中5人が入寮していた。

エ 「■ノート」について

■部では、部員の自主的な練習の振り返りを促すため、「■ノート」と呼ばれるものが運用されており、部員はノートに日々の練習内容や感想を記述し、毎

日顧問に提出していた。顧問は生徒の記載に対し、コメントを返すこともあれば返さないこともあった。

なお、他の部員が顧問とのコミュニケーションツールとして活用する一方で、対象生徒は[]ノートに意義を見出せず、数行程度の形式的な記述にとどまっていたことが多かった。当該学校が[]部員に対して行った調査には、対象生徒はノートを提出しないときがあったため、顧問から注意を受けることがあり、時には「もう見ないから」と言われていたといった証言がある。対象生徒の[]ノートへの顧問のコメントはほとんどなかった。

オ []部顧問の指導内容

当該学校が[]部員に対して行った調査では、顧問の指導について、厳しいが熱心に指導してくれる、悪意をもって指導することは絶対はないという記載がある一方で、「消えろ！」と暴言を吐かれ、その言葉が忘れられないという記載やレギュラーチームしか見てないと感じるとの証言がある。

また、顧問から「頭がおかしい」などと言われたとの[]部員からの申出がある。

なお、平成 29 年 12 月(対象生徒の入学以前)、顧問は、[]部員の頬や頭をたたくなどの体罰により1か月の出勤停止処分を受けている。

(3) []部におけるトラブルと顧問への訴え

ア 部活動中の骨折と先輩らからの叱責

平成 31 年4月30日頃(高校1年時)、対象生徒は[]部の合宿で荷物を運搬中に転倒し、足を骨折した。松葉杖なしでは移動できない状態となり、顧問や寮監などが寮から当該学校まで車で送迎していた。

対象生徒は授業や部活動には参加していたものの、練習には参加できず、その間は顧問から部室の掃除などを命じられていた。この際、対象生徒が掃除を怠り、部室でスマートフォン(以下「スマホ」という。)を操作していたところを先輩らに見つかったため、厳しく叱責されるようになったという証言がある。

一方で、対象生徒は母親に対し、「怪我をして掃除をしている際にゲームをしていることを先輩から顧問に告げ口され、『自分は練習中には絶対にスマホを操作していない』と弁明したが、信じてもらえなかった」と話していた。なお、対象生徒の遺書には、「部活動中にスマホを操作していないにもかかわらず、先輩から『触ってない、珍しい』とその場で言われたうえで、それなのにその後にスマホを操作していたと顧問に告げ口され、驚いた」旨の記載がある。

また、対象生徒が寮の消灯時間後に、自室のベッドの中で、スマホゲームをしていたことについて、当時の寮長から度々報告があったと顧問は証言している。寮は、8畳程度の広さの部屋に1年生から3年生までの部員が3～4人程度同居

しており、対象生徒が操作するスマホの音や画面の光が漏れることに対して、同室の他の生徒から苦情が出ていた。寮生が規則を守れていないことについて、寮長を含む上級生が寮監や顧問から注意を受けることもあり、「対象生徒のせいで余計な注意を受けることが多かった」と感じる寮生もいたとの証言がある。

イ ■部における更衣の状況

■においては競技用の衣服の下に下着を着用しないことが一般的であり、着替えの際などに全裸になることへの抵抗が少ない部員もいたと考えられる。実際に、当該学校の部活動においてもそのような傾向が見られ、時には部室の中で裸のままふざけ合ったり、他の部員の局部をふざけて触ったりするなどの行為が日常的に行われていた。

ウ 対象生徒と■部部員とのトラブルについて

対象生徒が入寮している期間(平成31年4月上旬から令和元年6月上旬まで。以下「入寮期間」という。)に、対象生徒と一部の■部員との間でトラブルが生じた(詳細は後記22ページ)。

一部のトラブルについて、周囲にいた部員が制止を試みた様子が認められる。「大丈夫か」と声をかける部員や、「いじめを受けているから先生に相談した方がいい」と心配する部員もいた。

また、対象生徒とのトラブルの当事者であった部員の一人が、他の部員の行為の行き過ぎを見かねて、やめるように注意したという証言がある。

エ 寮からの無断帰宅

令和元年6月11日、対象生徒は部活動が無断で欠席し、寮を抜け出して帰宅した。自宅で家族に迎えられた際、「死のうと思ったが、死ねなかった」と話して泣き崩れた。

部活動の先輩らから受けたいじめ行為の内容の一部を母親に伝え、「今の高校を辞めて別の高校に通いたい」と訴えた。同日、母親は顧問に電話し、対象生徒が受けているいじめ行為について訴え、翌日、学校で話し合いが実施されることとなった。

オ 顧問に対するいじめの訴え

令和元年6月12日、対象生徒とその母親は当該学校を訪れ、対象生徒と■部員とのトラブルについて訴えた。この際、顧問は、①ガムテープで体をぐるぐる巻きにされたこと、②その様子を撮影されたこと、③肩を叩かれたこと、④スマホを没収されたことを把握したと証言している。なお、ズボンを下ろされ陰茎を手で

握られたことについては、対象生徒は自死に至るまで母親にも顧問にも話すことはなかった。

面談時、顧問は、対象生徒から涙ながらに「死にたい、目標がない、生きている意味が分からない」「涙を流しているのはいじめのせいではなく、以前から考えていたことだ」という旨のことを訴えられたと証言している。また、それを聞いた顧問は、■■■■部員とのトラブルへの対応よりも対象生徒が希死念慮を持っていたことに危機感を覚え、自身の子供が生まれたばかりであったということもあり、その際のエピソードを引き合いに出し、「命の大切さ」を説いたと証言している。対象生徒は顧問に対し、■■■■を続けたい意思と退寮希望を伝え、「先輩に謝ってもらう必要はなく、■■■■ができればそれでいい」と訴えた。これを受け、顧問は、寮は強制ではなく、再入寮もいつでも可能である旨を伝えた。

一方で、対象生徒の母親は、この面談において、対象生徒が顧問に対し、いじめ以外の自身の悩みなどについては特に訴えていなかったと証言している。

また、面談中、母親が顧問に対し、トラブルに関する学校(管理職等)への報告をどうするのかについて尋ねた際、対象生徒が報告を望まない意向を示したため、顧問は「報告しない」と回答した。

この回答を受け、母親は「対象生徒が『報告しなくていい』と言ったからしないというのは辞めてほしい。教員としてご自身の判断をして欲しい」旨を顧問に伝えたと証言している。これを受けて、顧問はその後も「(報告は)自分の判断でしない」と回答したと証言している。

令和元年6月16日、対象生徒は、寮から荷物を引き上げた。後日、顧問は対象生徒に対し、母親がいない場で、「あのときなぜ生きている意味が分からないなどと言ったのか」と尋ねたことがあると証言している。顧問は、対象生徒から家庭内の問題について打ち明けられたとしており、この際、「ご両親が対象生徒のことを思ってされていたことかもしれないが、自分には(家庭の事は)分からない。(学校のことで)周囲の生徒から嫌がらせなどを受けているようであれば、遠慮なく言ってほしい」旨を話したと証言している。

なお、内容の詳細は不明であるものの、顧問が対象生徒の家庭に関する悩みの相談に乗っていたことは、他の部員の証言からも得られている。

カ 訴えを受けた顧問の対応

顧問は、令和元年6月12日に対象生徒及び母親との面談を終えた後、前日に、母親からの電話を受けて把握していた関係生徒C及びDを別室に待機させていたため、これらの生徒に対しその日のうちに指導を行った。さらに、この面談で初めて名前の挙がった関係生徒Aについても、当日のうちに指導を行った。

顧問は、二度と嫌がらせを行わないこと、対象生徒に対して誠意をもって謝罪

し、部活動で対象生徒が居づらくならないように普段通りに接するよう配慮することを指導した。

また、後日、関係生徒の保護者が招集された。顧問は保護者同席のもと、生徒たちの行為について指導を行った。指導の際、顧問は対象生徒に対する行為が「行き過ぎている」との認識を示し、関係生徒たちに対し、「なぜ対象生徒に対して手を出したのか」、そして、「おまえたち自身(関係生徒)がこれまで他者に指導できるほど部活動・寮のルールを適切に遵守できていたのか」、という旨を問い質し、最終的に、顧問は今後同様な行為があった場合の退寮措置に言及して指導を締めくくったと証言した。

なお、学校のルールでは、管理職等へ直ちに報告し、対応方針を協議することとなっていたが、顧問は報告を行わずすべて独断で対応した。

また、顧問は、対象生徒に対しては、定期的に様子を確認していたとするものの、関係生徒からの謝罪があったかどうかについて、自身で対象生徒に直接確認することをしなかったと証言している。

対象生徒の遺書には、顧問のいじめ行為に対する対応について、「自分がイジメられていると相談したときは、お前があわなかったただけだと言いましたが、エネマグラ?っていうんですか?これを無理やり入れられそうになったり、体縛られて、ち○こをしこられたりしましたよ?」と記載されている。

(4) 退寮後の対象生徒の様子

ア 生活環境の変化

(ア) 退寮後の生活の変化

対象生徒は退寮後、自宅での生活を再開した。母親が最寄り駅まで送迎し、電車通学をすることとなった。片道1時間半以上を要する通学のため、午前6時前には家を出る必要があった。このような生活を送る中でも、対象生徒は部活動への参加を継続していた。一方で、対象生徒は母親に対し、慣れない長時間の通学で毎日疲労困憊していることを度々訴えていた。

また、中学校時代は、家族と会話をしながら笑顔を見せ、ゲームをリビングでしていたが、退寮後は自室にいたことが多くなった。

この時期、

(イ) による聴取記録

対象生徒は、部活動でのトラブルを訴えた約 2 か月後の令和元年8月頃に、当時の生活状況について聴取を受けており、以下のような発言の記録が残っている。

- ・ 夏休み中(聴取当時)であるが、ほぼ毎日部活がある。部活が終わった後は、部室で先輩や同級生らと話すか、疲れているときは帰宅する。今は、部活の人間関係も問題がなく、楽しい。
- ・ 学校には休まず通っている。高校生活は同じ部活動の友達と話したりできるので楽しい。
- ・ 以前は、高校の寮に入寮していたが、今は自宅に住んでいる。家事は基本的に母がやってくれるが、自分も風呂掃除や洗濯を手伝っている。
- ・ 今の生活は普通よりも少し良いと思う程度に満足している。困っていることはなく、不満と言えば外が暑いということである。

(ウ) 母親への発言

一方で、[]への聴取記録の様子とは異なる側面も存在する。対象生徒の母親は、時期は不明確であるが、[]部でのトラブルの後くらいの時期から、対象生徒は母親に対し、「自分の[]ができなくなった。中三の頃の自分に俺は負けるかもしれん。それくらいできなくなった」としばしば打ち明けていたとしている。

(エ) 学校生活アンケート

当時、当該学校では生徒の学校生活の現状を把握するためにアンケートが実施されている。当該アンケートは紙媒体の用紙に回答を記入して提出する形式で、年2回(6月と11月)実施され、計26項目の選択式の設問と、担任に相談したいことや伝えたいことなどを記載する記述式の設問となっていた。

対象生徒の回答は、記述式の設問については、1、2年生時のアンケート(計4回分)全て記載がないが、選択式の設問については以下のような回答がある。

【対象生徒の学校生活アンケートの回答(抜粋)】

質問項目	1年生6月	1年生11月	2年生6月	2年生11月
①自分自身のことが好きですか	全く思わない	全く思わない	全く思わない	全く思わない
②困ったり悩んだりしたときに、相談できる先生がいますか	全く思わない	あまり思わない	全く思わない	あまり思わない
③部活動に行きたくないと思うことがありますか	全く思わない	全く思わない	あまり思わない	あまり思わない

(オ) 再調査委員会が行ったアンケート調査

再調査委員会が当時の部員及びクラスメイトに対し行ったアンケート調査からは、対象生徒が退寮した後に、部活動でのトラブルが継続していたことがうかがわれる内容や、対象生徒が部員や顧問等に対する人間関係で悩んでいたことを示唆する回答は特に見られなかった。

(カ) 学業成績等の状況

対象生徒の高校1年時の学業成績は平均的なものであった。欠席は1日で、遅刻や早退はなかった。

高校2年時の学業成績は、高校1年時と比較してかなり下がっていた。

なお、自死直前に行き先を告げずに自宅を出るまで、学校を欠席したり遅刻・早退したりすることはなかった。

イ 再入寮の希望

高校2年生となった令和2年春頃、対象生徒は母親に対し、再び寮への入寮希望を話すようになった。対象生徒は、同級生の部員から寮の状況を聞き取るなどしており、同年12月頃の再入寮を検討していたものと考えられる。

ウ 新人戦後のミーティングに関連した顧問からの叱責

令和2年12月(高2)、新人戦敗退を機に行われた部内のミーティング以降に、対象生徒は課題の未提出、遅刻などが重なり、顧問から厳しい叱責を受けた。12月4日から8日にかけての一連の経緯は以下のとおりである。

12月4日 新人戦での敗退を受け、顧問は部員全員に対し、■■■■ノートに記載すべき課題を提示し、翌日までの提出を指示した。

12月5日 対象生徒は、課題を記載したノートを提出できなかった。対象生徒は朝練に向かう登校中のコンビニエンスストアで課題に取り組んでいたため、顧問よりも遅れて登校したと説明した。顧問は、前日に心機一転して頑張るよう話したばかりだったこともあり、対象生徒の行動に強い憤りを感じ、当日の練習への参加を認めなかった。

12月6日 対象生徒は、電車に乗り遅れ、部活動の集合時間に遅刻した。

12月7日 対象生徒は顧問に謝罪を試みたが、受け入れられず、清掃を指示された。

12月8日 対象生徒が再度謝罪を行ったところ、部活動への参加が認められた。

エ 再入寮に係る顧問との面談

令和2年12月19日、対象生徒は再入寮を希望する意向を顧問に初めて伝えた。顧問が再入寮を希望する理由を尋ねたところ、対象生徒は、「入寮すれば仲間といられるし、寝坊もなく提出物も出せるようになるから」という趣旨を答え、これに対し顧問は、「寮は■■■■で勝ちたい、強くなりたいといった強い思いがある者が入ってくるべき」という考えから、対象生徒の回答に納得がいかず、「そんな動機を言われて、ああ分かったじゃあ(寮に)戻れとなると思うか」という趣旨の話をし、最終的には再考を促したと主張している。なお、この面談は二人で行われたため、第三者の証言は得られていない。

しかしながら、この時の経緯を対象生徒に聞いた同級生は、「一度問題を起こした(寮から逃げた)ことを理由に、もう入寮のチャンスはないと言われた」と言っていたと証言をしており、対象生徒は顧問の返答を否定的に受け止めた可能性が示唆される。なお、対象生徒が顧問に対して再入寮に対する希望を述べたのはこの1回だけであった。

(5) 対象生徒の様子の変化、自死への傾倒と固執

母親は、令和2年12月頃から、対象生徒の様子に変化を感じ始めたと言っている。対象生徒は、スマホの画面を見ている時間やぼーっとしていることが増えた。また、無気力な受け答えが増えていた。

遺書には、「この自殺するっていうのは高2の12月くらいから決めていたことだからね。もともと今年(令和3年)の誕生日に死ぬ予定だったんだけどね」「なんで高2の12月に死ぬのを決めたかという、おれはこの世界がきらい、もっと詳しく言うと人間がきらいだからかな笑人間はみんなが裏表があって、悪いところもいいところもある。=人間はみな嘘をつくし。完璧な人間はいない。逆にいたら人間じゃない笑おれもくずだけど人間はみんなクズで平等じゃない。だからきらい。結局この世界がきらい。だから死ぬ」などの記載がある。

(6) 定期試験後の課題指示から自死に至るまでの経緯

ア 科目Aと科目Bの課題指示

令和3年2月、当該学校で実施された定期試験後、対象生徒は科目Aと科目Bの2科目について担当教員から、それぞれ課題を与えられた。

なお、当該学校では、生徒指導や学業面における指導・連絡を、所属部活動の顧問を通じて行う慣習があった。

(7) 科目Aに係る追試験回避のための課題(3月4日)

科目A担当教員は、科目Aの定期試験の結果が欠点であった対象生徒に対

し、追試験を回避させるため、1問1答形式のプリント計 12 枚を課題として与えた。この対応は、当該学校の一部の教員が行っていた追試験回避のための課題付与という慣例に沿ったものであった。課題を指示した際、顧問も同席しており、科目A担当教員から対象生徒への課題指示について説明を受けた。

対象生徒は、その課題に意欲的に取り組み、当初の想定よりも早く3月5日にはほぼ終えていた。担当教員は、この意欲的な姿勢を褒め、それに対して対象生徒は笑顔を見せていたと証言している。

(イ) 科目Bに係る理解度向上のための課題(3月4日)

科目B担当教員は、対象生徒に対し、ノートにテストのやり直しを行うよう指示した。この指示について、科目B担当教員は、対象生徒が科目Bで欠点ではなかったものの、年度末実施のテストが近かったことから理解度向上を目的として任意で促したものであり、具体的な提出期限や分量は指示していないと証言している。

イ 顧問の指示と対象生徒の課題認識

顧問は、対象生徒に対し、課題として、科目Bのノート1冊分の書き写しを指示した。顧問は、科目B担当教員からノート1冊にテストのやり直しを繰り返し書くよう指示をうけていたと主張している。

この点、科目B担当教員と顧問の主張が食い違っており、本委員会の調査では、明確な事実が判明しなかった。

対象生徒は、前述の科目Aの追試験回避のための課題(プリント 12 枚)に加え、科目Bのノート1冊分の書き写しという課題を課せられたと認識するに至った。

さらに、■■■■部には「欠点ノート」という部活動独自のルールがあり、及第点に満たない点数を取った場合、テスト問題と解答をノートに3回ずつ書き写す必要があった。対象生徒は科目Aについてもノート1冊分の書き写しをしなければならなかったと認識して行っていた。なお、顧問は、科目Aについては教科担当から出されたプリント12枚をすでに行っていたことを知っていたため、科目Aについて「欠点ノート」を行うように対象生徒に対して指示をした覚えはないと証言しているものの、本委員会の調査では明確な事実が判明しなかった。

対象生徒は、周囲の生徒から課題の量が多すぎるということについて指摘を受けていたものの、これらの課題をすべてこなさなければならないと考えていた。

ウ 失踪、そして自死へ

令和3年3月6日、対象生徒は、課題が期日(3月9日)までに終わりそうにないことを顧問に伝えた。これを受け顧問は、同日に予定されていた練習試合への対

象生徒への参加を認めず、自宅で課題に取り組むよう指示した。

3月7日、対象生徒から顧問に対し、課題が終わらないため練習を休む旨のメールが届いた。その日、対象生徒は家族に行き先を告げずに自宅を出た後、行方不明となった。

なお、この日、対象生徒と母親との間で何らかの言い争いがあったとする証言がある。

3月8日、対象生徒が帰宅せず、学校にも登校していないことを[]部員経由で知った顧問は、対象生徒の母親に連絡し、状況を確認した。

3月9日、対象生徒の所在が依然として不明であり、学校にも登校していない状況であったため、顧問は、対象生徒の担任及び学年主任にも状況を共有した。その後、母親が警察に捜索願を提出した。

3月10日未明、対象生徒は、[]
[]自死した。現場には対象生徒の所持品が残されており、スマホには「遺書」と題する文章が保存されていた。

(7) 自死後の対応

当該学校は、令和3年3月10日の午前8時30分頃、警察からの連絡により対象生徒の自死の事実を把握した。

当該学校は、その日のうちに校内調査委員会を立ち上げた。校内調査委員会は、校長、校長代理、副校長、教頭、教頭補佐、教務主任、生徒指導主任、健康推進室室長、養護教諭、スクールカウンセラーの10名で構成された。

また、本件自死後、当該学校は、以下の対応を行った。

ア 遺族に対する対応

- ① 令和3年3月18日、[]部保護者会で経緯を説明（母親出席）
- ② 同年3月下旬から4月上旬頃、部室にあった対象生徒の道具一式の遺族への返却（[]部員が対象生徒宅に持参したが、当該学校関係者の指示であるかは不明）
- ③ 同年4月19日、対象生徒と同じ学校に通うきょうだいにヒアリング調査を実施
- ④ 一周忌に弔問の申出
- ⑤ 令和4年3月、卒業証書交付の申出

イ 生徒及びその保護者に対する対応

- ① 令和3年3月12日、校長が、在校生に、全校放送で対象生徒が自死したことを伝えた。
- ② 同日、保護者に対し、連絡アプリで、対象生徒が自死したことを伝えた。
- ③ 同日、対象生徒の同級生である2年生に対し、「こころの健康調査票」を実施

- ④ 同日、対象生徒の所属クラスの生徒に個別面談を実施
- ⑤ 同日以降、希望者に対し、健康推進室によるカウンセリングを実施
- ⑥ 同月 17 日、2年生に対し、学校生活アンケートを実施
- ⑦ 同日、「こころの健康調査票」の結果を踏まえ、必要と思われる生徒や希望する生徒に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施
- ⑧ 同月 18 日、■■■■部保護者会で経緯を説明（母親出席）
- ⑨ 同年4月6日、■■■■部全員からヒアリング調査を実施
- ⑩ 同月 12 日から 16 日にかけて、対象生徒の所属クラスの生徒全員にヒアリング調査を実施
- ⑪ 同月 26 日から 29 日にかけて、■■■■部卒業生7名に対し、いじめに関するヒアリング調査を実施

ウ 教職員に対する対応

- ① 令和3年3月 15 日から 18 日にかけて、副校長、教頭にて、教職員全員に対し、対象生徒の学校生活に関するヒアリング調査を実施
- ② 教科担当教員全員に対し、生徒に課している課題に関するヒアリング調査を実施

エ その他の対応

- ① 令和3年6月3日、第三者委員会の設置を決定（外部機関に委員の推薦要請）
- ② 同月 10 日、当該学校が知事に対し、重大事態発生報告書を提出
- ③ 同年9月から令和5年9月までの間、第三者委員会による調査を実施

2 いじめの認定

(1) いじめの定義

法第2条では、「いじめ」の定義を「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」としている。

<法第2条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法においては、いじめ行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じれば「いじめ」に該当することになり、現在の社会通念上の「いじめ」の概念よりは、法

律上の「いじめ」はかなり広いものとなっている。

世間一般で捉えられている「いじめ」と法律上の「いじめ」との間には、この点の乖離があることに留意しなければならない。

また、国の基本方針には、「法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』の要求を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。」と記載されている。

これは、心理的又は物理的な影響を与える行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、まず、いじめとして受け止め、本人の苦痛に目を向けるべきという考え方であり、法の趣旨が将来にわたるいじめ防止対策であることから、「いじめ」を広く捉えるものである。

よって、再調査委員会は、法に基づき、重大事態の発生防止を目的として、当該学校の調査結果について再調査を行うものであることを踏まえ、「いじめ」を法第2条の規定と同一の定義とすることとした。

(2) 対象生徒へのいじめについて

第三者委員会は、平成31年(令和元年)4月から6月初旬にかけて、対象生徒に対し10件のいじめが行われたと認定した。

一方、遺族代理人は知事に対し、第三者委員会報告書で認定されている10件のいじめ行為について、「客観的事実関係の認定が著しく不十分であることから、できる限り詳細に、丁寧な事実認定を行うべきである。」との意見を述べている。

再調査委員会は、この意見を受け、第三者委員会が認定した10件のいじめ行為について、改めて詳細な事実認定を行うために調査を実施した。具体的には、校長や顧問への聞き取り調査、関係生徒への聞き取りやアンケート調査、学校や遺族代理人から提供された資料、遺書などを基に調査を行った。

その結果、これらの行為は、対象生徒と同じ■■■■部に所属している生徒が対象生徒に対して行った心理的・物理的な影響を与えるものであり、対象生徒は心身の苦痛を感じていたと認められた。したがって、再調査委員会は、いじめ防止対策推進法の規定に照らし、当該10件の行為を全ていじめに該当すると判断した。

以下に、再調査委員会が調査した当該いじめの詳細を記述する。

ア 生徒間の人間関係について

いじめ行為を行った生徒は、対象生徒と同じ■■■■部員5名である。

関係生徒A(当時■■年生)は、■■■■関係生徒B(当時■■年生)は、■■■■寮生活について直接指導する機会が多かった。関係生徒C、D(当時■■年生)は、寮で共に生活していた。関係生徒E(当時■■年生)は、入寮していない。5名の関係生徒と対象生徒は、

日頃の練習などで大きなトラブルはなかったが、特に同じ寮に入っていた関係生徒 A、B、C 及び D からは、寮生活に関わることとなると厳しく指導されることが多かった。

イ 第三者委員会において認定されているいじめ行為について

(ア) いじめ①(借りた■■■■をなかなか返さなかった行為)

入寮期間に、生徒Cは、対象生徒に対し「■■■■を貸して」と言って、■■■■を借りた。その後、生徒Cは対象生徒に対し、「お前これくれるっていったやん、嘘つくん?」と言って■■■■を返そうとしなかった。対象生徒が「言ってます。」と6、7回答え続けた後、生徒Cは■■■■を返した。

対象生徒の遺書には、「お前これくれるって言ったやん。嘘つくん?とかいわれたときは流石に焦りました」、「そのあと同級生から部室で、この先輩が対象生徒から■■■■奪えんかった、と、言ってるといわれたときは本当にとるきだったの?と驚きました」などの記載がある。

(イ) いじめ②(スマホを没収するなどした行為)

a スマホの没収

入寮期間に、生徒Aは、対象生徒が■■■■部のミーティング中にスマホを使用していたとして、また、対象生徒が顧問から指示された部屋の掃除をせず、スマホを使用していたとして、対象生徒のスマホを没収した。

対象生徒の遺書には、「自分が悪いことをしてスマホを没収されたことは分かります」という記載がある。一方で、「(指定された日時に取りに行ったのに)返さんと言われたのは流石にイラつきました」などの記載がある。

b アプリケーション(以下「アプリ」という。)の削除

入寮期間に、生徒A、生徒B及び生徒Cが、消灯後、夜中まで対象生徒がスマホでゲームアプリをしており、注意してもやめなかったとして、また、ゲームアプリのインストールが禁止されているにもかかわらず、対象生徒が無断でインストールしていたとして、対象生徒のスマホのゲームアプリを消去した。

c ポイントの使用

入寮期間に、生徒B及び生徒Dは、対象生徒のスマホのゲームアプリのポイントが無断で使用した。

なお、対象生徒が、せっかく貯めたポイントを引かれた(使用された)と残念がっていたという証言がある。

(ウ) いじめ③(スマホの指紋認証情報の登録を行った行為)

平成31年4月13日、[]部の先輩(行為者不明)が対象生徒のスマホを扱い、自身の指紋を認証情報として登録した。

なお、対象生徒の同級生の中には、自身が教えていないスマホのパスワードを先輩らに知られていたという証言もあり、[]部内においては、先輩らが後輩のスマホを勝手に扱っていたことが認められる。

(エ) いじめ④(女子にLINEのメッセージを送った行為等)

平成31年4月13日午後5時5分から同時22分にかけて、[]部の先輩(行為者不明)が、対象生徒のスマホを扱い、LINEに登録されている女子に対し、「電話しよ」、「なんもない」、「ごめん」などのメッセージの送信と音声通話の発信(不在着信)を行った。

LINE を受けた生徒は、対象生徒が「先輩が(送信)してるからごめん無視しとって」と言ったと証言している。

(オ) いじめ⑤(スポンジ製バットで叩いた行為)

入寮期間に、寮において、生徒B及び生徒Dを含む先輩らが、スポンジ製のバットで対象生徒の頭や臀部などを叩いた。

対象生徒の同級生の中には、自分も同じことをされたと証言した者が複数おり、このような行為は、対象生徒に対してのみ行われていたものではなく、[]部内で遊び感覚で行われていたものと認められる。

対象生徒の同級生の中には、先輩らに強く抗議できた者もいた一方、対象生徒の性格では冗談まじりに抗議することが精一杯であったとの証言もあり、対象生徒はターゲットになりやすかったと考えられる。

対象生徒が「まじで痛い」と言っていたという証言がある。

(カ) いじめ⑥(肩などを叩いた行為)

入寮期間に、寮において、生徒B、生徒C及び生徒Dを含む先輩らが、対象生徒の肩を叩いたこと(いわゆる「肩パン」)が何回かあった。また、腹部を叩くこともあった。

このような行為は、対象生徒に対してのみ行われていたものではなく、部員同士でやり合っていたという証言がある。一方で、対象生徒に対しては特に激しかったという証言もある。

(キ) いじめ⑦(ガムテープでぐるぐる巻きにした行為)

入寮期間に、[]部員が、対象生徒の体の一部をガムテープでぐるぐる巻

きにした。

体をガムテープでぐるぐる巻きにする行為は、対象生徒に対してのみ行われていたものではなく、部員同士でよくやり合っていたこと、■■部内で遊び感覚で行われていたなどの証言がある。

(ク) いじめ⑧(アダルトグッズを使用した行為)

令和元年6月初旬、寮の風呂場で、生徒Bが、対象生徒の肛門に、アダルトグッズを入れようとした。それを見た生徒Aは、「やめろ」などと注意をした。

対象生徒からその話を後から聞いた同級生は、「対象生徒は嫌がっていたと思うが、実際そういうことにならなくて良かったという感じだった」と証言している。

(ケ) いじめ⑨(■■に張り付けた行為)

令和元年6月3日の放課後、■■部の部室において、10名以上の部員がいる中で、生徒Aが対象生徒に対し、■■の上に寝るよう命じた。その後、生徒Aは、対象生徒の体を■■にガムテープで張り付け、対象生徒の下着を脱がし、陰茎を手で握って動かすなどした。生徒C及び生徒Dは、生徒Aの指示で、ガムテープを張り付ける際に対象生徒の体を押さえ付けた。

生徒Aは、この直前に対象生徒がミーティング中にスマホを扱っていたことなど、対象生徒の態度について積み重なったものがあり、恥ずかしい思いをさせて「お仕置き」をしてやろうという気持ちと、いじってふざけたかった気持ちがあったとして、このような行為を行ったとしている。

また、生徒Aは前もって計画していたものではなく、周りに数名この行為を止めさせようとした者もいたが、止めさせることはできなかった。

(コ) いじめ⑩(上記(ケ)を撮影した行為)

生徒Eは、生徒Aの指示で上記(ケ)の行為の状況をスマホで動画撮影し、生徒Aと生徒CにLINEで送信した。

なお、生徒Eは、先輩である生徒Aに怒られたくないという思いから、その指示に従ったとしている。

また、令和元年7月1日、生徒Eは生徒Dに上記(ケ)の行為の写真を送信した。

ウ 上記10件以外のいじめについて

再調査委員会では、上記10件のいじめ行為に加え、いじめに該当する可能性のある2件の行為について、法の定める定義を踏まえ、法第2条に係るいじめに

該当するかどうか判断した。

その結果、再調査委員会が行った調査の内容等から、当該2件の行為について、いじめにあたると判断した。

その判断に当たっては、法第2条に規定するいじめの定義に照らし、それぞれの行為が、

- 1 対象生徒と一定の人的関係にあったか
- 2 対象生徒に心理的または物理的影響を与える行為であったか
- 3 対象生徒が心身の苦痛を感じていたか

の3要件に該当するかで判断した。

(ア) 行為1(紐で縛りつけて殴った行為)

当該行為については、既存資料に記録された同じ部活動の生徒からの証言として、次の内容が確認された。

(証言1)

遺族から提出された資料には、■■■■部員が「生徒Dは厳しく説教する以外にも、1度だけ■■■■に置いてある■■■■に、部活動で使用する紐のようなものを使って、ふざけて対象生徒の腕を縛りつけていたこともあり、私は生徒Dを厳しく注意したことがありました」と証言した旨が記載されている。

(証言2)

遺族から提出された資料には、■■■■部員が「対象生徒が■■■■部の部室の中で、部活動で使用する紐で縛られて殴られていたのは、生徒Cと生徒Dがやったことで僕が注意しました」と証言した旨が記載されている。

これらの証言から、生徒Cと生徒Dは、対象生徒に対し、部活動で使用する紐を用いて身体を縛り付ける行為、または縛った上で殴る行為を、■■■■や部室で行ったとみるのが相当である。

ここで、当該行為をいじめの要件にあてはめ、いじめに該当するかどうか考察する。

<いじめの要件>

・人的関係

対象生徒と生徒Cと生徒Dは同じ■■■■部に所属する関係であったことから、一定の人間関係があると認められる。

・心理的・物理的影響

生徒Cと生徒Dは部活動で使用する紐で対象生徒を縛り、または縛った上で殴る行為を行ったことから、物理的影響があったと認められる。

・心身の苦痛

当該行為が物理的苦痛を与えた行為であると認められることから、心身の苦痛を感じるものであったと認められる。

<再調査委員会の判断>

上記のとおり、いじめの3要件に該当することから、当該行為は法第2条における「いじめ」に該当する。

(イ) 行為2(平手打ちをした行為)

当該行為については、既存資料に記録された関係生徒からの証言として、次の内容が確認された。

(証言1)

- ・遺族から提出された資料には、生徒Cが令和元年6月9日、当該学校において■■■■の大会があり、その大会の運営を補助していた際に、対象生徒が自分の役割を果たさず、ゲームをしていたため、平手で対象生徒の頬を殴ったと証言した旨の記載がある。
- ・当該学校の聞き取り調査の際には、生徒Cは、「中学生の■■■■の大会があったとき、部員全員で駐車場係とか、会場係とかで忙しくしているときに、対象生徒が部室でゲームをしていたのをみて、平手で一発たたいた」と述べている。

これらの証言から、当該学校において中学生の■■■■の大会が行われ、本件■■■■部員がその運営を手伝っていた際に、生徒Cは、ほかの部員らが駐車場の整理や会場の準備を行っているのに、対象生徒が部屋でゲームをしていたとして、対象生徒を平手で一回たたいたとみるのが相当である。

ここで、当該行為をいじめの要件に当てはめ、いじめに該当するかどうか考察する。

<いじめの要件>

・人的関係

対象生徒と生徒Cは同じ■■■■部に所属する関係であったことから、一定の人間関係があると認められる。

・心理的物理的影響

生徒Cは対象生徒を平手打ちしたことから、物理的影響があったと認められる。

・心身の苦痛

当該行為が物理的苦痛を与えた行為であると認められることから、心身の苦痛を感じるものであったと認められる。

<再調査委員会の判断>

上記のとおり、いじめの3要件に該当することから、当該行為は法第2条にお

ける「いじめ」に該当する。

(3) 本件いじめ行為が発生した原因の考察

本項では、関係生徒が対象生徒へのいじめ行為に至った要因を考察する。具体的には、本件いじめ行為の要因として考えられる以下の点に着目し、本件の事実関係と照らし合わせながら考察を行った。

ア 生徒間の指導行為の逸脱

本来、学校生活において、生徒同士は学年や経験にかかわらず対等な存在である。

しかしながら、特に部活動の現場では、技術の継承や部活動運営上のルール、規範の伝達といった必要性から、生徒同士の学び合いや教え合いが自然に行われている。これらは、教員による指導を補完し、生徒が主体的に部活動を運営する中で生まれる協力的な行為である。

当然であるが、このような生徒間の指導行為は、対象者の心身に苦痛を与えるものであってはならず、人権を尊重して行われるべきである。

本件では、当初は関係生徒が指導行為と認識していた行為が、結果的に対象生徒に苦痛を与える要因となり、本来望ましい関係性から大きく逸脱したハラスメント・暴力行為へと変質した。

例えば、スマホを没収された行為(いじめ行為②)では、部内ルール違反を理由に対象生徒のスマホが没収された。また、平手打ちをされた行為(前記2(2)ウ(イ))では、大会運営中に対象生徒が役割を果たしていなかったとして、平手打ちが行われた。これらの行為は、行為者にとってはルール遵守を促す意図があったかもしれないが、明らかに指導行為の範囲を超えるものであり、対象生徒に肉体的、精神的な苦痛を与えた。

このように、いじめ行為を行った生徒は「指導行為」と捉えていたものが、対象生徒に苦痛を与え、結果的にいじめとなった。対象生徒の遺書には、入寮期間中の自身の生活態度について非を認める記述がある一方で、先輩らから身に覚えのない叱責を受けたことも示唆しており、自尊心が傷つき、精神的な苦痛を受けたことが推察される。

特に本件では、対象生徒が足の骨折で練習に参加できなくなった結果、練習参加による疲労度の差からか、他の部員との生活リズムにずれが生じていた。対象生徒が夜間にスマホを使用し、他の部員が睡眠を妨げられる状況となり、日々の激しい練習で疲労していた同室部員の間で不満となった。

当初、先輩らはこうした不満から、対象生徒に注意を行っていたものの、「何度注意しても直らない」という認識を持つに至り、その結果、叱責はエスカレートし

ていった。当初は指導行為の範疇であったはずの注意が、次第に対象生徒に過度な肉体的、精神的苦痛を与える行為へと変質していったと考えられる。

また、顧問が部員を(対象生徒に限らず)他の部員の面前で叱責する場面が目撃されていた。このような言動は、時に教育的指導の範疇を超え、叱責された部員の尊厳を傷つける可能性があった。

教員という指導的立場にある者がそうした行為を行うことは、部員に対し「これが指導として許容される」という誤った認識、さらには「教師がそうするのだから、先輩である自分たちも後輩に同様の行為を行って良い」という誤った規範意識を集団に醸成する場合があると指摘する専門家もいる。このことが、先輩らによる不適切な指導行為を誘発する一因となった可能性も否定できない。

イ 閉鎖的な環境と同調圧力

■及び寮という閉鎖的な環境は、外部からの監視が行き届きにくいだけでなく、周囲の意見や行動に同調しやすい状況を作り出した可能性がある。

本件では、■部の活動場所である■が、■内に位置しながらも他の部活動の活動場所からは離れており、入り口の扉を閉めると内部の状況を把握しにくくなる構造であった。加えて、その奥に位置する部室は、更衣場所であるため扉が閉められることが常であり、その結果として、部室内部の状況は外部からさらに把握しにくい構造となっていた。

また、■部の寮は学校外に存在し、寮関係者しか立ち入ることができなかった。このような物理的な隔離に加え、寮内における指導は、寮監である顧問の父親の管理下で行われ、当該学校側のチェックが及びにくい状況にあった。

さらに、部員に行った聞き取り調査やアンケート調査によれば、本件で認定されたいじめ行為のいくつかについて、例えば、スポンジ製バットで叩く行為(いじめ行為⑤)や、肩を叩く行為(いじめ行為⑥)では、対象生徒に対してだけでなく他の部員も「ふざけあい」や「悪ふざけ」として日常的に行っていたという回答が複数見られた。このような状況下では、「みんなやっている」という空気が蔓延し、被害者を貶める行為を容認するような歪んだ認識が形成される傾向がある。また、閉鎖的な空間においては、いじめ行為を目撃した部員が、報復を恐れて沈黙し、その結果、行為がエスカレートしていくという悪循環も生じやすく、いじめ行為の黙認や深刻化を招いた要因の一つであると考えられる。

ウ いじめ行為を行った生徒の心理的要因

いじめ行為の背景には、行為者の心理が潜在的に関与していると指摘する専門家もいる。生徒が学校生活で抱えるストレスは、時にいじめ行為へとつながる

ことがある。

本件における、いじめにつながった関係生徒のストレス要因の特定には至っていない。しかし、当該学校のような強豪部活動では、高い競技目標ゆえに、通常の部活動以上に重い練習負担、結果へのプレッシャー、閉鎖的な人間関係や同調圧力などがストレス要因となりやすい。さらに、本件では顧問による厳しい指導も指摘されている。時に部員への一方的な叱責や、生徒の主体性を十分に尊重しない側面を含むことがあり、これも部員全体のストレス要因の一つであった可能性がある。こうしたストレスを抱える者が、一時的な解放感や優越感を得ようとすることでいじめ行為に繋がった可能性がある。

実際、本件のいくつかのいじめ行為では、行為を行った生徒らは、対象生徒にわざと「屈辱的な格好」を強要し、その様子が「周囲を笑わせることができる」と認識していたと証言している。相手を貶める行為が、結果として行為者自身の欲求不満を解消し、「スカッとしたい」という感情を満たしていた側面がうかがえる。

このような心理が背景にある場合、いじめは被害者の精神的苦痛を増大させるだけでなく、傍観者を巻き込み、事態を深刻化させる危険性を持つ。加えて、先の「指導する」という認識との相乗効果により、自己の行動の正当化や罪悪感の軽減に繋がっていた可能性も否定できない。

エ 性暴力へと繋がったハラスメント行為に対する認識の欠如

本件部活動では、更衣時などに裸になるとき互いの局部を触り合うなど、性的ないたずらが、「ふざけ合い」として部員間で日常的に行われていたことが明らかになった。このような異常な状況は、部員全体の性的なハラスメント行為に対する認識を甘くし、問題の深刻化を招いたと考えられる。

特に、他の部の生徒の目が届かない本件部活動のような専用の更衣室という閉鎖的な環境は、これらの行為に対する羞恥心や罪悪感を麻痺させ、行為がエスカレートすることを助長した。身体接触を伴う不適切な行為が常態化することで、性的なハラスメント行為に対する抵抗感が薄れ、先に述べた対象生徒への不満も重なり、より悪質な行為へと発展し、結果として対象生徒に対する深刻な性暴力に発展した。

本委員会は、本件いじめ行為の発生と深刻化の背景には、複数の要因が複合的に作用したと結論する。入寮中の対象生徒の骨折による練習不参加を端緒とした先輩らの不満と指導行為の逸脱、顧問の不適切な言動によって助長された部内の規範意識の低下、閉鎖的な環境、そして日常化した性的なハラスメント行為への認識の甘さといった要素が、本件いじめ行為につながったと考える。

3 対象生徒の自死に至る心理と過程に関する考察

本項では、対象生徒が自死に至った心理と過程、及びその要因について考察する。

なお、自死の原因を特定することは現代の科学では困難であり、複数の要因が複雑に絡み合っていると多くの専門家も述べている。

この前提のもと、「自死が、どうしようもない『心の苦痛』が限界に達したときに、つらい問題を終わらせる唯一の方法だと感じてしまうことがある」と専門家が指摘しているように、対象生徒には耐え難い心の苦痛や焦燥感があったことが考えられる。その苦痛(痛み)とは何なのかを理解するために、人が自死に至る過程を説明する理論の一つである「自殺の対人関係理論」を分析の枠組みとして活用する。

この理論は、「自殺によって命を落とすことができる人と、それができない人を分かちつものは何であるのか。その特性が何であれ、それは人の人生を通じてどのように形成されるのか。」という問いに対し、自死のリスクを高める主要な要素として、以下の3つを挙げる。

身についた 実際には自死を実行できる能力。過去の自傷行為や自殺未遂、怪自殺潜在能力：我、事故、暴力などの様々な程度の恐怖や、激しい疼痛を伴う経験を繰り返すことで、死への恐怖や痛みの抵抗感が薄れ、自殺を実行に移しやすくなるとされる。

所属感の減弱：他者とのつながりが希薄になり、孤独を感じる状態。

負担感の知覚：自分自身が周囲にとって重荷になっている、あるいは存在価値がないと感じる状態。

この理論では、身についた自殺潜在能力(以下、単に「自殺潜在能力」という)がある人全員が自死のリスクが高いとされるわけではなく、所属感の減弱と負担感の知覚が同時に存在し、その結果として死にたいという願望(自殺願望)がある状態に、さらに自殺潜在能力が加わることで、自死のリスクが著しく高まるとされている。

考察にあたっては、対象生徒が残した遺書、関係者からのヒアリング、遺族及び当該学校の記録などの客観的な資料を活用した。

なお、本考察は、特定の個人や組織の法的責任(自死との相当因果関係)を明らかにするために厳密な認定を行ったものではない。その目的は、法の趣旨に鑑み、同種事案の再発防止策を講じるべく、対象生徒の自死に影響を与えた可能性のある要因を幅広く検討・提示したものである。

(1) 自死に至るまでの関連事実

ア 中学3年生時

対象生徒の遺書には、「死ぬ覚悟は中3の家出の時に済ませてある」との記述

がある。この家出の原因は不明であるものの、当時対象生徒が所属していた■■■■における指導者(「大人」)への不信感を募らせていた時期であり、また家庭環境においても不安定な要素を抱えていた中であった。家出に至る直接的な原因は特定されていないが、上記のような背景が影響していたと考えられる。

イ 高校1年生時

高校入学後、対象生徒は新たな生活と■■■■部での活動に期待を抱いていた一方、新入生であれば誰しもが感じるであろう、新たな学校生活や、寮生活の厳しさ、新しい人間関係の構築に対する不安も抱いていたと推察される。

この時期、対象生徒の自尊感情がすでに低い状態であったことが窺える。そのことは、令和元年6月に実施された学校生活アンケートにおける「自分自身のことが好きですか」という設問に対して、対象生徒が否定的な回答をしていたことから読み取ることができる。この傾向は自死に至るまで継続していた。ただし、この自尊感情の低さが、本件いじめ行為によって引き起こされたものなのか、あるいはもともと対象生徒が抱えていた性質や他の要因によるものなのかは、この事実だけでは特定できない。このような状況下で、入学直後の4月から6月にかけて、部活動内で複数回にわたり深刻ないじめに遭い、肉体的・精神的に多大な苦痛を受けた。

令和元年6月11日、生徒は部活動を無断で欠席し、寮を抜け出して自宅に帰った際、家族に対して「死のうと思ったが、死ねなかった」と述べ、希死念慮を打ち明けた。

翌日、対象生徒の母親と同伴で学校を訪れ、生徒自身が顧問にいじめの事実について訴えた。この面談時、顧問の証言によると、対象生徒は顧問に対して「死にたい」という希死念慮を打ち明けたとされる。

ウ 高校2年生時

学校が実施した学校生活アンケートの結果によると、部活動への意欲は1年生6月・11月ともに「部活動に行きたくないと思うことがありますか」という問いに「全く思わない」と回答しており、いじめにより退寮した6月以降も、意欲的な取組が見られた。しかし、2年生6月・11月には「あまり思わない」と回答するようになり、部活動への意欲が徐々に低下していったことが確認される。

遺書には「高2の12月くらいから次の自分の誕生日に死ぬことを決めていた」旨の記述があり、この時期には自死を具体的に意識し、その方向へと傾倒していたと推察される。

なぜこの時期に希死念慮が深まり、自死に固執するに至ったのかは明確に判明していないが、この時期に以下の出来事があった。

12 月に■■部で行われた新人戦後のミーティングに関連して、顧問から課題(■■ノート)の未提出や遅刻について叱責を受けた。この叱責に伴い、一時練習への参加が認められないなど、対象生徒が一時的に■■部の活動から遠ざかるきっかけとなった。

また、対象生徒は寮への再入寮を、高校 2 年生の初旬から一貫して強く希望した。しかし、対象生徒が顧問に初めて再入寮の希望を申し出た際に、顧問は対象生徒の再入寮希望の動機を■■部員としての活動意欲よりも、友人関係や通学面での便宜を目的としたものと判断し、この希望を認めず、再考を促す対応を取ったとされている。

エ 自死直前

学校基本調査における対象生徒の自死直後の教職員への聞き取りや、本委員会における聞き取り及びアンケート調査等からは、自死直前の対象生徒の様子について、変わったことや精神的な異変に気付いたという証言はなかったものの、これまでの様々な出来事により、対象生徒は精神的に極度に疲弊し、困憊している状態であったと見られる。令和3年2月に行われた定期試験後、対象生徒は科目Aと科目Bの教員から課題を与えられた。具体的には、追試回避のための科目Aの課題に加え、科目Bの課題として顧問を通じて指示されたノートの書き写しがあった。教員間の連携不足により、対象生徒は「本来与えられた課題」以上に過剰な量の課題を与えられたと認識するに至った。

また、対象生徒は■■部のルールも考慮し、更に多くの課題(欠点ノート)を抱えていると認識していた。令和 3 年 3 月 6 日、対象生徒はこれらの課題が未だに終わっていないことを顧問に伝えたが、顧問からは課題を終わらせることを指示され、練習試合への参加を認められなかった。

その後、対象生徒は自宅に戻り、家出の状態となった。最終的に、令和 3 年 3 月 10 日に自死に至った。

(2) 自死に至るまでの心理的考察

前記で整理した関連事実に基づき、対象生徒の心理状態を「自殺の対人関係理論」を用いて考察する。

ア 自殺潜在能力

対象生徒は、一連の苦痛経験や困難な状況への直面を通じて、死への心理的抵抗感を段階的に失い、自殺潜在能力を獲得していったと推察される。

(ア) 過去の自殺企図

遺書における「死ぬ覚悟は中 3 の家出の時に済ませてある」という記述は、中学校 3 年生当時はまだ明確な計画を伴っていなかったものの、死への心理的抵抗が薄れ始めていたことを示唆する。これに加えて、高校 1 年生時の 6 月にいじめを受けて帰宅した際、家族に「死のうと思ったが、死ねなかった」と告白したことは、死へ向かおうと考えたが実行に至らなかったという具体的なエピソードとして確認できる。これらについて、死へ向かうことの中断が複数回あったと捉えることもできる。

(イ) 苦痛経験の蓄積

当該学校での深刻ないじめは、肉体的・精神的な苦痛を経験させ、特に性的な暴力を含むことで、痛みを伴う経験への曝露が自殺潜在能力を高めた可能性が高い。

(ウ) 競技特性による影響

対象生徒が所属していた部活動は、練習や試合を通じて、肉体的痛み継続的に晒される競技であり、このような競技に打ち込む者は、そうでない者と比べ、痛みに耐える素地を持つため、自殺潜在能力が形成されやすい傾向にあると考えられている。

イ 所属感の減弱

対象生徒は、様々な人間関係の側面において他者とのつながりが希薄になり、深い孤独感を経験していたと推察される。

(ア) 家庭環境

対象生徒の遺書には、全体を通して家族への言及が多く、複雑な感情が示されていた。この記述からは、家庭内での感情的なつながりやコミュニケーションにおいて、生徒が困難を感じていた可能性が示唆される。また、生徒が自身の抱える苦悩や希死念慮について、両親を含め誰にも相談することなく、一人で抱え込んでいたことが推察される。

(イ) 部活動内での人間関係の変化

いじめを顧問に訴えた後、生徒は部活動に復帰しており、完全に排除されたわけではなかった。しかし、いじめという経験は、集団内での心理的な疎外感や、人間関係における不安定さを生じさせ、結果的に所属感を著しく低下させた可能性がある。また、友人関係については、寮を退寮したことで、寮生活を送

る他の生徒との関係が以前より希薄になったことが否めない。特に、いじめを行った生徒との関係については、いじめが解消された後も、いじめ行為が両者の関係に変化をもたらし、以前のような親密な交流が難しくなることは一般的に指摘される。

(ウ) 信頼関係の喪失

遺書には、顧問に対し(いじめなどについて)訴えたことが本気で受け取られていないという生徒の心情が記述されており、これが顧問個人への信頼を損ねていたことを示している。顧問のいじめへの不適切な対応や、その後の厳しい指導は、生徒が顧問個人への信頼を失うだけでなく、自身の苦悩を学校に相談できる相手がいないという深刻な状況に置かれていた可能性がある。実際、学校生活アンケートの「困ったり悩んだりしたときに、相談できる先生がいますか」という設問に対し、対象生徒は入学当初から一貫して「全く思わない」または「あまり思わない」と回答していた。

(エ) 居場所の喪失

対象生徒の再入寮希望が却下されたことは、対象生徒にとって最後の拠り所であると考えていた可能性のある「居場所」を失わせる結果となり、「どこにも所属できない」という深い絶望感に繋がった可能性がある。

(オ) 「 」からの疎外

 ノートや欠点ノートなどの課題の未了を理由とした練習や練習試合への度重なる不参加などは、対象生徒の自尊感情を育む大切な場であった からも疎外される感覚を抱かせた可能性がある。

(カ) 自死直前の家出と遺書

自死直前の兆候の一つとして「家出」が知られている。対象生徒は令和3年 3月 7 日夕方に家出をし、その 3 日後の 10 日未明に自死に至っている。この約 3 日間の行動については不明であるものの、その間に何らかの心理的変化や出来事があった可能性も否定できない。

自死を考える人間の心理状況として、自死に至る直前まで、「死にたい」という気持ちと、「生きていたい、助けてほしい」という気持ちの間で心が激しく揺れていると言われている。

対象生徒の遺書の中でも、「(自身が常々疑問に感じていた事柄について)本当は答えが知りたいけどもうおれいないから(知ることができないから)さ笑」「答えがあったら教えてほしい」といった、生を諦めつつもこれからも他者との繋がりを

や未来を求めるかのような表現が混在している。この3日間、一人きりで孤独に過ごしていたと考えられ、孤立感も高まっていったことが推測される。

ウ 負担感の知覚

対象生徒は、自身の存在が周囲にとって重荷であるという感覚、あるいは期待に応えられていないという感覚を強く抱いていたと推察される。

(ア) 自己認識

遺書に見られる「おれ生きてても他人きづつけるだけだし、死んでもよくね？ ったったのね」、そして、「まずさ、こんなクズで友達、親友しか頼れなかったおれとさ付き合ってくれてありがとう。本当に幸せだったし人生楽しかった笑おれこんな幸せでいいのか不安になるくらい幸せだったよね。ごめん。裏切って逃げて。」といった記述は、自己への強い嫌悪感と、自尊感情の著しい低さを示唆しており、自身が他者に負の影響を与えているという認識を持っていたと考えられる。

この自己認識は、学校生活アンケート結果とも合致しており、対象生徒は1年生6月から2年生 11 月までの全ての時期において、「自分自身のことが好きですか」という質問に対し「全く思わない」と回答していた。

(イ) いじめを行った者への負い目と被害者としての複雑な感情

遺書においていじめについて訴える一方で、いじめの加害者である先輩らに対し、「本当に迷惑をかけた」と記されている。このことは、対象生徒が抱いていた自責の念や、被害者であるにもかかわらず加害者に負い目を感じるという複雑な心理状態を示すものであり、自身の存在が周囲にとって重荷であるという感覚を内在していたことの表れであると考えられる。

(ウ) 期待とのギャップ

顧問からの度重なる叱責、部活動でのパフォーマンスの低下、与えられた課題の未達成、再入寮希望が受け入れられなかったことなどから、自身が期待に応えられていないという無力感を抱いていた可能性を示唆する。

(3) 総合的な考察

対象生徒の自死は、高校時代以前からの複雑な事情を抱えた家庭環境という素地の上に、高校入学後に確認された自尊感情の低さ、いじめを含む人間関係における困難、学校や顧問との信頼関係の喪失、学業や部活動における過大な重圧、居場所の喪失といった複数の要因が絡み合い、相互に影響し合った結果であると考察さ

れる。

遺書における「なんで自殺したか 多分これがいちばんわからなくて、知りたいこと(と)思うけど、まずおれはこの世界が嫌いで、生きてても意味ないと思ったから?かな笑」という記述は、対象生徒自身が、「この世界が嫌い」であり、「生きてても意味がない」と感じていたことを端的に示しており、対象生徒にとっては、苦痛に満ちた世界から立ち去る行為としての自死であったことが考えられる。

いじめと自死の間には約1年9ヶ月が経過しているものの、対象生徒に心の傷を残し、その影響は一時的なものではなく、その後の対象生徒の心理に長期にわたり継続的に作用した可能性があり、決して看過できるものではない。

しかし、自死は単一の要因によって引き起こされるものではなく、本件においても、いじめを受ける以前、そしていじめがなくなった後も、対象生徒が自死の理由として述べていた「人間が嫌い」という感情につながるような出来事、すなわち対人関係理論における自殺願望につながると考えられる出来事が散見される。そのため、いじめ以外の多様な要因が複合的に作用しており、本件いじめ行為のみを直接的な原因と断定することはできない。

また、直前に起きた出来事が自死の直接の原因と捉えられやすい傾向があるが、対象生徒は「最後の一本の藁」(それまでの苦しみが積み重なり、わずかなきっかけでも限界に達してしまうほど追い詰められていること)で例えられる状態となっていたと推察され、自死に至るまでには、決して短くない道のりがあったと考えられる。

以上は、当委員会が得られた資料等に基づき行った考察であり、対象生徒の自死に影響を与えた可能性のある要因を幅広く検討・提示した結果である。したがって、対象生徒が自死に至った心理と過程のすべてを完全に解明できたものではないことを申し添える。

4 学校の対応と課題

本項では、当該重大事態における当該学校の対応を検証し、明らかになった問題点と、その背景にある具体的な課題を整理する。

(1) いじめ等に関する報告義務の不履行と組織的な対応の欠如

いじめや生徒が持つリスクの事実が教育現場において把握されていたにもかかわらず、当該学校が定めた報告義務や危機管理体制が適切に機能しなかった。個々の教員による独断的な判断や対応を許容する状態が継続し、その結果、いじめの兆候が早期に組織として把握される機会が失われ、重大事態への適切な対応が根本から妨げられた。このことは、当該学校組織のガバナンスと危機管理体制に看過できない課題が存在したことを示している。

【具体的な課題】

- (ア) いじめ認知時や重大事態発生時における管理職への報告義務など、当該学校が定めた組織的対応ルールが現場に浸透せず、機能不全に陥っていた。その結果、顧問が把握していたいじめに関する情報等が組織的に共有されず、重要な情報が管理職に伝わらなかった。
- (イ) 「部活動のことは部活動内で完結させる」という閉鎖的な文化慣習が存在し、担任や他の教職員が部活動内の問題に関与しにくい状況であった。これにより、学校全体の連携不足により、対象生徒の多面的な状況把握や早期発見・介入が困難になった。

(2) いじめの認知・判断能力の不足

対象生徒に対するいじめ行為の多様な形態とその深刻性について、現場における認知能力と判断基準が全般的に不足していた。このような認識不足が、当該学校において問題視・対処されることなく看過され続けた結果、いじめの兆候や具体的な行為の見過ごしに繋がり、いじめの発生と深刻化を許容する結果となった。

【具体的な課題】

ア 教職員・生徒間のいじめ認識の不十分さ

- (ア) 学校が定めた「いじめは絶対に許されない行為」という基本方針が、教職員及び生徒の間で共通認識として十分に浸透しておらず、組織として根付いていなかった。
- (イ) 生徒間において、いじめ行為が「指導」とであると誤認されたり、正当化されたりする実態があり、いじめに対する正しい認知が十分に浸透していなかった。
- (ウ) 顧問が、他の部員の面前で生徒を叱責する場面が存在し、生徒間での指導行為といじめ行為の線引きの曖昧さを助長し、結果としていじめ行為が

容認されやすい環境が見られた。

イ 多様ないじめへの認識の欠如と対応の不備

- (ア) 性的なハラスメント行為の深刻性及び生徒に与える影響に対する認識が不足していたため、部内で常態化していた不適切な行為が「ふざけ合い」として放置され、適切な指導や介入を行えなかった。
- (イ) スマホを用いた動画撮影によるいじめが持つ情報拡散性や、その悪用による被害の深刻性に対する認識が希薄であった。このため、当該いじめ行為の発生時において、情報拡散の阻止、二次被害の防止、対象生徒への精神的ケアに関して、より慎重な初期対応を行うべき認識が欠如していた。

(3) 対象生徒の SOS・心身状況把握の不備

対象生徒からの SOS や心身の異変を早期に把握し、適切な支援へ繋げる体制が不十分であり、生徒の危機を示すサインが見過ごされ、専門的な支援や安心して相談できる環境が不足していた。

【具体的な課題】

ア 生徒の SOS・いじめ実態把握体制の機能不全

- (ア) 学校生活アンケートは、いじめの兆候を早期に捉える上で不十分な運用であった。アンケートの設問は「クラス内で～」という書き出しで始まり、教室など特定の場における人間関係に関する質問が中心であったため、部活動内でのいじめや人間関係に関する具体的な質問が不足していた。
- (イ) 保護者へのアンケートなど多角的な情報収集が実施されていなかった。
- (ウ) 上記のような具体的なツール運用や情報収集の不足により、生徒の SOS (いじめ被害、希死念慮、ストレスなど) を早期に察知し、多角的に把握できる仕組みが全体として不十分であった。

イ 対象生徒からのサイン把握後の対応の不備

顧問は、対象生徒が希死念慮を示した際に、専門的な知識に基づいた適切な対応をせず、自身の経験談を語るなど不適切な対応をとった。これは、単なる危機的なサインの把握不足に留まらず、把握した後の初期対応の不適切さが、対象生徒の心身の状況をさらに悪化させた可能性がある。

また、対象生徒の家庭環境に関する情報(例：[redacted]であること、家庭内での葛藤など)を、現場の教職員が把握していたものの、その情報が学校組織全体として共有されず、専門的な支援機関や保護者との連携といった必要なサポートを行うに至らなかった。

全ての生徒の家庭環境等を当該学校が詳細に把握することは現実的に困難であるものの、本件においては、いじめの発生やそれに伴う退寮といった対象生

徒の精神状態に深刻な影響を与える出来事が重なっていた。このような、すでにリスク要因を複数抱え、心身に大きな影響を受けている生徒に対しては、組織として慎重に対応すべきであったにもかかわらず、そのような包括的なサポート体制が構築されていなかった点は、本件における重要な課題であった。

ウ 性的なハラスメント・性暴力に関する相談体制の不備

性的なハラスメントや性暴力に関する問題は、生徒の尊厳に関わる極めてデリケートな性質を持ち、通常生徒にとって相談しにくいものであるが、学校においてこれらの問題に対する生徒からの相談を受け止め、SOS として察知するための体制や環境が十分に整備されていなかった。

このことは、対象生徒が性的な被害について、同居の家族や学校関係者などに語ることがなかった状況とも関連し、学校が重大な問題の兆候を把握する機会を逸した。

(4) 生徒への教育的配慮と学業管理における課題

本件において、精神的に極めて疲弊した状態にあった対象生徒に対し、当該学校側がその状況を十分に把握・認識できていなかったため、教員間での情報共有も不足し、生徒の状況に応じた適切な学業負荷の調整やサポートが欠如していた。

【具体的な課題】

- (ア) 生徒の学業成績に対する対応(期末考査の欠点对応など)において、教員間の統一された基準や仕組みが十分に機能していなかった。このため、本来学校が定めるルール(欠点を取った生徒は追試験を受けることなど)が教員間で遵守されず、成績が満たない生徒に対して、追試験等を経ずに課題提出のみで単位を認定するなど、単位取得の基準が曖昧化し、教員によって対応が異なる不適切な運用が行われる状況が発生していた。

このような学業管理の不統一は、対象生徒が複数の教員から個別に、時に過度な課題負荷を課される可能性を生み出し、その精神的な疲弊を助長する要因となった。

- (イ) 部活動内において、期末考査などで欠点を取った生徒に対し、間違えた問題と答えを 3 回書き写す形式の課題ノート(本件部活動においては「欠点ノート」)の作成を義務付け、その提出や内容によって部活動への参加を制限するなど、学業成績の不振に対してペナルティとして課題を与える運用が行われていた。これは、学業管理という本来の教育活動の範疇から逸脱し、生徒の学習への内発的な動機付けを損なうものであった。
- (ウ) 精神的に極めて疲弊した状態にあった対象生徒に対し、当該学校側がその状況を十分に把握・認識できていなかった。特に、定期試験後の課題指示の場面において、本来は教科担当教員や担任などが担うべき学業管理が、部活動

顧問に事実上委ねられていた。このため、関係教員間での生徒の精神状態や全体的な学習・生活状況に関する情報共有が不足しており、対象生徒の複合的なストレス状況を考慮した学習負荷の調整が適切に行われる機会を逸した。

(5) 部活動指導・運営の構造的課題

部活動及び寮の運営体制には、本件いじめ行為が発生する主要な要因となった構造的な課題が存在した。これらの課題は、部活動内の環境を閉鎖的にし、人間関係を固定化させるとともに、客観的なチェック機能の不全と相まって、問題の発見・是正を困難にしていたと認められる。

【具体的な課題】

ア 指導内容に関する課題

- (ア) 運動部活動のガイドラインが求める、生徒の自主性を尊重し、自律的な成長を促すという指導原則が、個別の指導現場において十分に浸透していなかった。具体的には、顧問が生徒に対して一方的に叱責する場面が見られるなど、生徒の主体性を尊重しない指導が行われる傾向にあった。また、■ノートの運用もその一つであり、生徒の内省や主体的な成長を促す本来の導入目的から逸脱し、提出が出来なければ叱責や練習への参加が認められないことがあるなど、実質的に管理・評価の手段として機能し、生徒の自律的な学びの機会が不足していたと推察される。
- (イ) 部員に対する他の部員の面前での叱責や暴言などの厳しい指導が見られた。これにより、部員全体に大きなストレスを与え、指導者が強い影響力を持つ雰囲気醸成された。こうした環境下では、顧問の指導が部員らの行動に影響を与え、その結果、不適切な指導行為やいじめ行為を誘発・助長する背景となり得た。

イ 部活動運営体制と管理に関する課題

顧問に指導権限が過度に集中しており、その指導内容に対する客観的なチェック機能や、学校全体としての指導体制が不足していた。部活動連絡会等が適切に開催・機能せず、部活動運営に関する情報共有や問題検討の機会が失われていたことも、顧問への過度な依存や他教職員の関与不足を助長した。結果として、生徒の多面的な状況把握や問題の早期発見・介入が困難な状況であった。

ウ 閉鎖的な環境における管理監督の課題

- (ア) 部活動・寮といった閉鎖的な環境に対して、当該学校が適切にリスク管理及び管理監督を怠ったため、生徒の SOS やいじめの兆候が外部から把握されず、問題の発見・介入を困難にしていた。
- (イ) 特に、寮の運営は当該学校の直接的な監督下に置かれず、その管理を寮の

所有者である寮監と顧問に過度に委任している状態であった。本来、生徒の安全管理や教育的配慮が最優先されるべき学校の寮運営において、契約形態が建物の所有者である寮監と学校との「建物賃貸借契約」に留まり、生徒の生活・安全・人間関係に対する学校の直接的な管理・監督責任が希薄であった。

- (ウ)入寮審査においても学校による二次審査などは行われず、顧問と寮監の一言で入寮が決定され、当該学校への届出は事後に行われるに過ぎなかった。また、寮日報を学校へ提出する制度は存在したものの、寮監が潜在的な問題(特にいじめ)を認識できていなかったため当該学校への報告はなされず、当該学校側も日報のチェック体制や問題意識が不足していたため、実効性のある把握ツールとして機能していなかった。

第4章 今後講ずべき再発防止策(提言)

◆学校が講ずべき対策

1 いじめの正しい理解と認知

(1) 教職員の理解の徹底

国の基本方針には、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとされている。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要とされている。

学校における全てのいじめ防止等のための対策を適切に実施するためには、まずは全ての教職員が、法に規定するいじめの定義では、他の生徒の行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じた場合にはいじめに該当するといった、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広いこと等を正しく理解する必要がある。また、いじめは、どの生徒にも起こりうるものであり、被害も加害も含むあらゆる状況において、いじめの正しい理解と認知が極めて重要である。

本件事案発生前の当該学校はいじめ防止基本方針(以下、『旧学校基本方針』という。)においては、いじめの定義や禁止が示されていたものの、教職員がいじめを広く認知すべきという判断基準や、いじめの実態に関する共通理解を促す具体的な記述は不十分であった。また、教職員への研修に関する言及も抽象的であり、いじめの認識を深めるための取組は限定的であった。

本件事案発生以降、学校は、教職員はいじめの認識向上に取り組んでいる。具体的には、学校基本方針を改訂し(以下、改訂後の学校基本方針を『新学校基本方針』という。)、教職員が持つべきいじめ問題についての基本認識として、いじめは誰にも起こり得る普遍的な問題であること、加害者・被害者だけでなく傍観者の存在がその発生や継続に大きく影響することなどが詳細に示され、教職員の共通理解の基礎としている。

また、年間計画に「教員研修(人権)」を明記し、いじめ防止、指導力向上、自死防止などいじめ認知に関連する専門的なテーマで外部講師を招いた講演会や研修を多数実施することと定めている。

これを踏まえ、本委員会は、学校が教職員はいじめの認識向上に向けた取組を推進していることを評価する。いじめの基本認識の明確化や研修機会の拡充は、従前の不十分な状況を改善する上で重要な一歩である。しかしながら、いじめの潜在性や複雑性、そして教職員個人の判断に委ねられた場合の重大なリスクを鑑みると、既存の取組をさらに進め、全ての教職員がいじめの兆候を見逃さず、常に適切な認識

で対応できるよう、より実践的な認知・判断能力を組織全体として継続的に強化していくことが不可欠である。したがって、以下の施策について提言する。

ア 法の定義に基づく「いじめ」の理解と実践的判断能力の徹底

当該学校が新学校基本方針で明記した基本認識が、全ての教職員の日々の実践において定着するよう、研修内容をさらに深化させる。

特に、生徒間の指導と称される言動や、部活動特有の閉鎖的な環境や厳格な上下関係において発生しやすいハラスメント行為が、重大ないじめにつながりうる具体的な事例を示し、教職員が法的定義に基づき的確に認知・判断できるスキルアップを行う。

イ いじめの多様な形態への理解と感度向上

いじめの多様な形態、特に教職員が見過ごしやすい、あるいは、その深刻性を特に認識すべき形態への理解促進を図る。具体的には、生徒間の性的なハラスメント、特に本件事案に見られたような同性間の性的ハラスメントにおいて、「ふざけていた」「じゃれあっていた」といった加害側の弁明が、被害者の SOS を見逃すことにつながらないよう、その潜在的深刻性を深く認識する。

また、動画の撮影・共有といった行為の被害の深刻性、傍観者の存在や集団心理によって助長されるいじめの具体的な事例を深く学ぶ機会を設け、教職員個々の感度と多角的な視点から状況を把握する能力を向上させる。

加えて、生徒間で「ふざけ」として行われやすい「肩パン」などの行為も、相手の心身の苦痛を伴う場合はいじめに該当しうることを教職員が明確に理解する。

(2) 生徒への対応

学校における全てのいじめ防止等のための対策を適切に実施するためには、教職員のみならず、全生徒も法に規定するいじめの定義を正しく理解する必要がある。生徒には、行為者の意図に関わらず、他者の心身の苦痛を伴う言動はいじめであると判断されること、そして、いじめは決して許されないという認識を促すことが重要である。

当該学校は、旧学校基本方針において、生徒に対するいじめの理解促進は、普遍的な人権教育や道徳教育の範囲に留まっていた。いじめの深刻性や禁止を訴えるのみで、生徒自身がいじめの定義、多様な形態、そして、いじめの傍観者になった際にどう行動すべきかといった具体的認識を持つための教育内容や手法は不足していた。

新学校基本方針において、教職員間で共有すべきいじめの基本認識が詳細かつ具体的に記述された。これにより、生徒がいじめの本質的な側面を理解し、その防止に主体的に関わるための教育が、より具体的に実践できる基盤が整ったと言える。さ

らに、いじめ防止や人権、多様性などをテーマとする専門家による講演会が生徒向けにも多数実施されている。

このことを踏まえ、当該学校におけるこれまでの取組によって、いじめに関する生徒の理解と意識向上は一定程度進展しているものの、いじめの未然防止と早期解決を確実にするためには、全生徒が法に基づくいじめの定義、その多様な様態、そして深刻な結果に対する認識をさらに深め、人権意識を醸成することが不可欠であると考えらる。

本件事案の背景には、部活動における人間関係の特殊性や集団心理、また、性的ハラスメントや動画の撮影・共有など、多岐にわたるいじめの形態に対する生徒の認識不足が認められた。これらを鑑みると、現状の取組に加えて、生徒自身がいじめの本質と多様なリスクをより深く認識し、主体的な意識改革と行動変容を促すことが重要である。

ア 法定義に基づく「いじめ」の概念と人権侵害としての深刻性の教育

全生徒に対し、法に規定するいじめの定義を正しく理解させ、「いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である」という認識を徹底する必要がある。いじめを行った者が負うべき責任や、いじめが刑事罰や不法行為、損害賠償責任の対象となりうることを示しながら具体的に教育する。

イ いじめの多様な形態とリスクに関する具体的理解

いじめは誰にも起こり得る普遍的な問題であることや、傍観者の存在が大きく影響するといった基本認識を前提に、いじめの多様な形態への理解を深める必要がある。

教職員がいじめの多様な形態、特に同性間の性的ハラスメントや、「ふざけ」と見過ごされがちな行為などの潜在的深刻性を深く理解していること(上記(1)教職員の理解の徹底 イ 参照)を前提に、生徒自身も、それらが重大ないじめにつながり、被害者の「命の尊厳」を脅かす極めて深刻な事態であることを認識し、自他を尊重し、すべての命を大切にする教育を行う。

特に、本件の背景にあった部員間の性的ハラスメントや、動画の撮影・共有といった行為、また部活動特有の上下関係や閉鎖的な環境、そしてプレッシャーの中で生じやすい軋轢など、生徒が日常的に経験しうる具体的な事例を通じた教育を行う。こういった日常的な行為がエスカレートし、いじめにつながる危険性、そしてその先にある命の尊厳が失われる可能性について生徒が問題意識を持つような教育を行う。

ウ 体験型学習による共感力と行動変容の促進

当該学校は、いじめ問題を「自分事」として捉え、自らの行動を律し、他者に寄り添う態度を育成するため、事例やロールプレイを通じた体験的な学びの機会を設ける必要がある。具体的には、いじめの場面を想定したグループディスカッションやロールプレイを導入し、生徒がいじめの兆候に気づき、不安を抱えた友人への声かけができるように促すとともに、自身が困難な状況に陥った際に、学校内外の信頼できる大人(教師、スクールカウンセラー(以下、「SC」という)、保護者など)に助けを求めることの重要性を理解させる。

エ 相談体制の周知徹底

生徒に対し、自身の不安や悩みを抱え込まず、信頼できる大人や相談窓口に助けを求めることの重要性を教育する必要がある。このため、生徒が不安や悩みのサインを気軽に発信できるよう、学校内外の各種相談窓口や支援機関に関する情報を常に周知する必要がある。その際、生徒が安心して相談できるよう、以下の具体的な工夫を凝らす。

- (ア) 生徒がいじめに関する相談を学校の中の誰に(例:担任、養護教諭、部活動顧問など)、どのような方法で(例:面談、手紙、メール、目安箱など)相談でき、相談を受けた学校側はどのような対応をとるのか(例:秘密の保持、関係者への聞き取り、支援チームでの検討など)、といった具体的な流れを例示する。これにより、生徒が見通しを持つことができ、相談するハードルを下げることも期待できる。
- (イ) 校内の専門職であるSCやスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という)の専門性や、面談の申し込み方、相談内容の秘密保持について具体的に情報提供する。これにより、教員以外の専門的な相談先があることを明確に示し、生徒自身が自ら相談方法を選べるよう選択肢を広げる工夫を行う。
- (ウ) 外部の相談窓口に相談することは、生徒にとっては勇気のいる行動であることも認識する。そのため、外部機関を紹介する際は、単なる窓口の名称紹介に止まらず、「どんな専門家が、どんな内容の相談に、どのように対応してくれる場所なのか」を具体的に紹介しておく。これにより、生徒が相談先に抱く不安を軽減し、相談のハードルを下げる配慮を行う。

これらの連絡先や利用方法を、生徒及び保護者に定期的に提供し、一人で抱え込まずに相談できる環境の整備を強化すべきである。

【参考】相談窓口

①「子どもホットライン24」(福岡県)

年中無休・24時間体制で、生徒がいつでも相談でき、相談員が直接電話対応することにより、生徒の増幅した不安感や恐怖感等の思いの軽減や助言ができるようになっている。

②「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省)

24時間全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめやその他のSOSを簡単に相談することができ、通話料は無料となっている(全国統一ダイヤル)。

③「福岡県児童生徒の悩み相談窓口(LINE)」

いじめを含めた様々な悩みを、児童生徒がLINEにより相談員に相談できる。

④「福岡県いじめレスキューセンター」

学校外の立場から、いじめに悩む児童生徒とその保護者を支援するいじめ専用の相談窓口であり、相談対応だけでなく、いじめの解消に向けた学校との調整とその後のフォローアップまでを行う。

⑤「性暴力被害者支援センター・ふくおか」(福岡県・北九州市・福岡市)

性暴力の被害に遭われた方(性別は問わない)が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速にうけることができるよう設置された相談窓口であり、電話相談にて専門の相談員が対応する。

2 いじめを生まない環境づくりと連携体制の確立

(1) 予防教育

いじめ、性暴力、自殺といった生徒指導上の課題への対応について、生徒指導提要(令和4年12月文部科学省)では、事後的な対応ではなく「特に常態的・先行的(プロアクティブ)な生徒指導の創意工夫が一層必要になる」と考えられている。具体的には、「共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけ」である発達支持的生徒指導と、「全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施」を行う未然防止教育の実施である。

当該学校調査報告書では、いじめを生まないための取組として「いじめや人権に関する講演会の実施」が記載されている。また、校長の特別事業によって生徒に命の

大切さを伝えるとされている。

しかしながら、これらの取組だけでは不十分であり、より実効性のある予防策を講じる必要がある。

まず、発達支持的生徒指導の中でも行われるソーシャル・エモーショナル・ラーニング(社会性と情動の学習)といった生徒の社会性の発達を支援するプログラムを全生徒対象に実施することで、互恵的関係の構築が期待できる。こうした活動により、ハイリスク(困難を抱え、支援が必要となる可能性が高い)の生徒にとっては、直接援助希求のスキルの向上に繋がるとともに、他の生徒の他者理解が促進されることで、ハイリスクの生徒の様子に気づいたり、声を掛けたりすることができるようになることが期待される。こうした関係づくりによって、相談しやすい学校風土の醸成にもつながる。

加えて、未然防止教育のように、生徒指導の諸課題をテーマとする教育プログラムの実施も必要である。具体的には、自殺の未然防止を目指した取組として、「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育」、性犯罪・性暴力に対する取組として「生命(いのち)の安全教育」がある。そのうち、「生命(いのち)の安全教育」については、令和3年に文部科学省が内閣府と連携し、教材及び指導の手引き等を作成しウェブ公開している。学校種ごとに掲載されている必要なスライドや動画教材、指導案などを活用することも可能であろう。当該学校は、こうした予防教育を年間計画に位置づけ、計画的な実施を行い、いじめ、性暴力、自殺の未然防止に努めてもらいたい。

(2) 相談しやすい体制づくり(早期発見に向けた積極的な働きかけと話しやすい雰囲気醸成)

生徒指導提要によると、「課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応」することが述べられている。「特に、早期発見では、いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテストや、SC、SSWを交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見出して、指導・援助につなげる」ことが示されている。

当該学校は、重大事態発生前は、「学校生活アンケート」を年2回(6月と11月)実施していたが、生徒自身がいじめと認識しにくく、被害を包括的に捉えにくい形式となっていたり、部活動内でのいじめや人間関係に関する質問が不足していたりした。また、その他の情報収集の不足により、生徒のSOS(いじめ被害、希死念慮、ストレスなど)を早期に発見することができなかった。

本件事案発生後、当該学校では令和5年度からハイパーQUを年2回実施し、これを基にした2者面談を行っている。また、早期発見の取組として校長への相談窓口の設置、寮生を対象としたSCによる教育相談の実施(年1回)なども行われている。

本件事案後、早期発見の充実を図り、ハイパーQUの実施、SC との教育相談の実施などを具体的に行っていることは評価できる。今後は、さらに具体的な施策として取組を充実してほしい。

ア アンケートを用いた早期発見のための取組の充実

本件事案発生前に行われていた「学校生活アンケート」は、いじめの早期発見のためのツールとしての一定の機能を有していたものの、その質問項目には不十分な点が見られた。現在当該学校で実施されている「ハイパーQU」は、生徒の背景にある心理状態や人間関係、学級環境の把握に優れた機能を持つが、具体的なSOSサイン、とりわけいじめの行為内容、性暴力、希死念慮(自殺の危険性の高まり)といった具体的な問題の発生状況を直接的に把握するための項目は限定的である。

したがって、今後はハイパーQU の継続的な活用と、そこから得られるデータに基づいたきめ細かなフォローアップを継続するとともに、これに加え、生徒のSOSサイン(いじめの具体的な行為内容、性暴力、希死念慮など)を早期に発見できるよう、これらの問題に特化した質問項目を別途検討し、必要に応じて「生徒の困りごとに関する実態調査」や「特定の問題に関するアンケート」として定期的に実施することを求めたい。これにより、ハイパーQU で得られる心理的兆候と、具体的な問題の発生状況という両側面からのアプローチが可能となり、生徒のSOSサインのさらなる早期発見に資すると考える。

また、生徒のSOS(いじめ、自殺、性暴力)のサインは、いつどのような形で表れるか分からない。そのため、日々のストレスチェックを行い、教師からは見えない生徒の心の変化を見逃さない仕組みも必要である。例えば、日々のストレスや心身の状態をチェックする「心の健康観察」を取り入れることも考えられる。こうした日々の変化や生徒のSOSのサインは、学校外で表出されることも考えられる。そのため、生徒だけではなく、保護者を対象とした同様のアンケートを実施し、早期発見につなげたい。なお、いじめや性被害、希死念慮に関するアンケートの回答が、他人に漏れることがないように、タブレットを用いて実施し、秘密性が高い環境で回答できるような配慮も必要である。

イ SC や養護教諭との関係づくりと相談窓口の強化

学級担任や部活動顧問だけではなく、SC や養護教諭が生徒のSOSを受け止める窓口となることは、課題の早期発見において有効であろう。しかし、SC や養護教諭が窓口となったとしても、生徒との関係性が希薄な場合は直接的な相談に結びつかないことは容易に想像できる。そのため、生徒が気軽にSCや養護教諭と話ができるような関係づくりを行うことも大切である。例えば、高校入学時に、

SC が生徒全員と面接を行う機会を設けたり、予防教育を実施する際に SC と養護教諭が授業に参加したりして、生徒と関わる機会を増やすことなどが考えられる。

また、相談のきっかけづくりとして、いじめ、性暴力、自殺といったテーマごとに教育相談期間を設けて、生徒に対して積極的な啓発をすることも有効であろう。いじめ、性暴力、自殺といった内容は、あまり触れてはいけない内容と思われがちであるが、そうした雰囲気こそが相談しづらい環境を醸成しているため、教職員全員で、相談しやすい環境づくりを整える必要がある。

ウ 相談しやすい雰囲気の醸成

加えて、普段から生徒と教職員が気軽に話し合える関係づくりが重要なことは言うまでもない。そのため、教員は日ごろから生徒に積極的に声をかけ、関係づくりに励みたい。

また、アンケートや教育相談といった機会を設けていたとしても、本件事案対象生徒のように、自分の悩みなどを開示すること自体が少ない生徒が一定数いることも十分理解しておく必要がある。特にそのような生徒に対しては、教職員一人ひとりが、日々の行動や表情、生活の変化に細やかにアンテナを張り、生徒一人ひとりの状況に合わせた関わり方を模索することが不可欠である。

さらに、個々の生徒がどのような家庭環境で育ち、どのような価値観を持って日々生活しているのか等、生徒一人ひとりに対して個別化の視点を持って日々コミュニケーションをとることも重要である。教育相談の質を高めるためには、日々の生徒とのコミュニケーションの中で、生徒の発する言葉を傾聴する姿勢を基本とし、日頃から信頼関係を築いておくことも、いじめの兆候を見逃さないための教職員側の姿勢として忘れてはならない。

ただし、関わり方によっては、生徒との関係が悪化することも考えられる。特に、生徒が SOS のサインを表出した際の対応は、その後に大きく影響しかねない。教職員は、教職員研修を通して、いじめ、性暴力、自殺に関する理解を深めるとともに、生徒との適切な関わり方を身に付けられるように研鑽を積んでもらいたい。

(3) 保護者との連携

いじめの未然防止及び早期発見のためには、学校だけの取組には限界があり、保護者との密接な連携が不可欠である。学校は生徒の学校生活の状況を、保護者は家庭での様子を把握しているという、それぞれの立場から得られる情報が、いじめの兆候や背景を多角的に捉える上で極めて重要である。

このため、学校と保護者は、いじめやいじめの重大化に繋がりがかねない出来事等

について、密接な相互の情報共有体制を構築しておく必要がある。いじめは、普段仲良く過ごしているように見える生徒の間や、学校や教職員の見えないところで起きることも多く、生徒が抱える悩みやSOSサインを見逃さないためにも、家庭での生徒の些細な変化を保護者が把握し、学校に積極的に情報提供することが不可欠である。学校もまた、収集したいじめに関する情報を適切に保護者に提供し、連携を図るべきである。

そのためには、保護者をいじめ対策の重要なパートナーと位置づけ、学校と保護者間のより積極的かつ体系的な情報共有と協働体制の構築が不可欠であり、保護者自身のいじめに対する理解の深化と、家庭での生徒の様子に関する早期の兆候把握を促すための施策が必要である。

3 いじめが起こった際の組織的対応

いじめは教職員個人の力では解決できず、学校組織として対応することが不可欠である。いじめに関する情報は、個々人で抱え込まず、迅速かつ多角的に教職員間で共有・分析し、適切に判断した上で、組織として迅速に事案へ介入し、対処することで、いじめの兆候を見逃さず、事態の深刻化を未然に防ぎ、生徒が安心して学校生活を送れる環境を保障する必要がある。

旧学校基本方針では、いじめが明確に表面化した後の情報共有と対処について言及があったものの、教職員がいじめの兆候段階から情報を共有し、組織として介入する具体的なルールは不十分であった。特に、本件事案においては、教職員が、いじめの訴えを個人の判断で抱え込み、組織への報告を見送ったことで、学校全体としての迅速な介入機会を逸するという深刻な事態を招いた。このような場合の、情報共有のためのツールや、いじめに関する情報を個人が抱え込まずに共有できるような組織文化への言及も乏しく、いじめに関する情報が個々に留まり、学校全体で共有・活用されない、あるいは介入に繋がらないリスクを抱えていた。

本件事案発生以降、当該学校は、これらの課題を改善し、情報の組織的な共有と活用に向けた取組を以下のとおり実施している。

○情報共有の原則強化と早期化

いじめの認知は、特定の教職員個人の判断に任せることなく、学校全体として行うべきとの理念が明確化された。いじめの「疑い」がある段階から、いじめ防止対策委員会への連絡と、管理職(校長)への即時報告が義務付けられ、情報共有のタイミングがより早い段階から行われるようになった。部活動内の情報共有についても、顧問(指導者)個人の判断に任せず、部活動内で問題を抱え込まない原則が徹底され、組織(生徒指導部や管理職など)への相談が明確に示された。

○いじめ関連組織体制の強化と役割明確化

本件事案発生前は、常設の「いじめ対策委員会」がいじめ事件発生時の対応を、また「いじめ対策特別委員会」が情報の確認・検証・判断を担っていたが、いじめの疑い段階からの組織的対応や、事案対処の実働の具体的方法には課題があった。本件事案発生以降、以下の強化が行われた。

- ・ 従来あった「いじめ対策委員会」を「いじめ防止対策委員会」に改称し、いじめの兆候や疑いのある段階から積極的に情報集約を行い、初期対応を担う中心的な組織としての役割を強化した。これにより、いじめが深刻化する前の段階での迅速な対応を目指している。
- ・ 新たに「いじめ対応チーム」を設置した。このチームは、いじめが認知された具体的ないじめ事案に対して、迅速に調査を行い、必要な指導や被害生徒・加害生徒への支援、保護者への対応などを進める実働部隊としての機能を担う。
- ・ 「いじめ対策特別委員会」は、校長を含む管理職層が多数参加する形となり、学校の最高意思決定機関として、いじめに関する重要な判断を行う。さらに、SC、SSW、弁護士といった外部の専門家も積極的に招聘することで、いじめ事案に対してより多角的かつ専門的な視点からの分析・判断を可能にし、組織的な意思決定の質を高めている。

当該学校がいじめ事案への組織的対応と迅速な介入に向けた取組を強化していることは評価される。特に、個人の抱え込みを防ぎ、組織全体で情報を共有・活用し、介入する仕組みが多角的に意欲的に導入・運用されていることは、早期介入体制において重要な取組である。

しかしながら、いじめは潜在化し、その兆候が断片的にしか現れない性質を持つため、これらの優れた仕組みを全ての教職員が最大限に活用し、組織としての対応が確実に機能し続けるための継続的な努力が不可欠である。本件事案の教訓を鑑みると、いじめに関する情報が個人の判断で止まることなく、迅速かつ的確に共有・分析・判断され、その後の組織的な介入が確実に行われるよう、進行中の取組を継続的に発展させ、絶えず見直しを行うことで、常に実効性が最大限に確保されることが重要である。

いじめの疑い段階からの即時報告義務や、部活動内で問題を抱え込まない原則が、全ての教職員(非常勤職員や部活動指導員を含む)に確実に浸透し、日々の実践として定着するよう、定期的な研修等を通じて周知徹底を図る。また、いじめ防止対策委員会を中核とする情報集約・分析・判断体制が、本件のような事案においてもその機能が確実に発揮されるよう、継続的な検証と改善を行う。

さらに、いじめが組織的に認知・判断された後、学校が構築すべき組織体制(いじめ防止対策委員会、いじめ対応チーム、いじめ対策特別委員会など)の役割と連携を全ての教職員が正確に理解し、個々の教職員が抱え込まず、速やかに組織として介入・対処するプロセスを明確化し、研修等を通じて実践できるようにする必要がある。

4 いじめが起こった後の関係生徒及びその保護者への継続的な個別支援とケア

いじめは、関係する全ての生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、その後の成長に大きな影を落とす可能性がある。そのため、いじめが認知された際には、個々の生徒の状況に応じた、継続的かつきめ細かな個別支援とケアが不可欠である。

いじめを受けた生徒に対しては、安全・安心な居場所の確保を最優先とし、心のケアや学習支援を含めた多角的なサポートを専門家と連携して行う必要がある。一方、いじめを行った生徒に対しては、自身の行為が相手に与えた苦痛を深く認識させ、責任を自覚させるとともに、健全な人間関係を築けるよう指導し、立ち直りを支援しなければならない。

本件事案において、旧学校基本方針にもいじめ事件発生後の関係生徒全般へのアフターフォローを行うことが言及されていたものの、対象生徒への支援は十分になされなかった。

特に、対象生徒から顧問へいじめを訴えた際、顧問が管理職への報告を見送ったことで、学校組織としての適切な対応ができなかった。

対象生徒は、希死念慮を訴えるほどの精神的危機に瀕していたにもかかわらず、その心のケアや安全確保に繋がる専門的・継続的な支援は全く講じられなかった。いじめを行った生徒への指導も、自身の行為が相手に与えた苦痛を深く認識させる具体的なものではなく、「二度と嫌がらせを行わない」「普段通りに接する」といった形式的な指導に留まった。

これらの事実から、いじめ認知後の個別支援体制は、その具体的な内容、専門性、継続性のいずれにおいても課題が山積しており、生徒一人ひとりの心理的・環境的背景への多面的なアセスメントも十分に機能していたとは言えない。結果として、対象生徒への効果的な個別支援は行われなかったと評価せざるを得ない。当該学校は、いじめ認知後の関係生徒への継続的な個別支援とケアを実効的なものとするため、以下の点に留意すべきである。

ア 生徒指導提要に基づく組織的対応と個別ケア計画の策定

いじめを受けた生徒の安全確保を最優先とし、生徒指導提要に示される「4.3.4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実践」の考え方に基づき、適切に対応する。

特に、いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。ケース会議においては、いじめの背景にある人間関係、いじめを受けた児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、いじめを行った生徒の抱える課題等の分析(整理)を行い、いじめを受けた生徒への援助方針及びいじめを行った生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。

イ 指導・援助プランの実施と継続的見守り

策定されたプランに基づき、対象生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、指導・援助を実施する。

○いじめを受けた生徒への援助

国の基本方針に沿った支援として、カウンセリング等による継続的なケア、学習支援、安心して学校生活を送ることができる居場所の提供を実施する。また、必要に応じて医療機関や外部機関との連携も図る。

○いじめを行った生徒への指導・援助

いじめを受けた生徒の苦痛を認識させて十分な反省を促すとともに、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら指導することが求められる。個々の生徒の状況に応じた丁寧な指導を通じて、自己を見つめさせ、自らの行動に責任を持ち、規範意識を醸成する。その過程においては、いじめ行為に至った背景にある、本人を取り巻く環境や心理的な要因にも目を向け、必要に応じて専門家と連携した援助を行うことも重要である。

その際、いじめを行った生徒からいじめを受けた生徒への謝罪については、表層的なものとならないよう細心の注意を払う。謝罪の場には必ず教職員が立ち会い、いじめを行った生徒が謝罪の本質的な意味(自らの行為の非を認め、被害者の苦痛を理解し、再発防止を誓うこと)について深く理解しているか等についても十分な指導支援を加える。特に、今回のような事案では、いじめが発生しやすい集団の空気や、それに加害側が安易に乗じてしまった背景にも着目し、単なる個人への指導に留まらず、集団としての規範意識の再構築と、いじめを許さない環境づくりの重要性も伝える指導を徹底する。

○周囲の生徒への働きかけ

いじめは、加害者と被害者だけの問題ではなく、周囲の生徒にも大きな影響を

与えるものである。いじめが起きた集団全体(特に部活動など)に対しても、適切な指導を行う。具体的には、「いじめを容認しない」という強いメッセージを明確に伝えるとともに、傍観者となりうる生徒や、いじめと同様の行為を受けていた可能性のある生徒など、個々の状態に応じた必要なケアやカウンセリング等を行い、集団全体の規範意識の向上と、いじめを許さない環境づくりを促進する。

○状況に応じた見守りの継続

いじめが止んだと見られた後も、丁寧な見守りを継続的に実施する。いじめを受けた生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等を含むものとし、その期間は、個々の状況と変化に応じて必要と判断される限り継続すべきである。

5 運動部活動の抜本的な組織改革

運動部活動は、生徒の自主的、自律的な活動として豊かな人間性や社会性を育む学校教育の一環である。指導者は、生徒の心身の健康や安全の確保を最優先とし、生徒が自ら考え、判断し、行動できるよう主体的な活動を促す指導原則を徹底しなければならない。

また、体罰及びハラスメントはいかなる理由があっても決して許されず、指導者ははじめ関係者全員がその事実を認識し、根絶を徹底する必要がある。

部活動の運営・指導は、顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えるべきであり、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導こそが、部活動指導に求められる姿である。

しかしながら、本件事案では、学校の部活動運営においていじめの発生と深刻化を防げなかった深刻な問題が露呈した。学校組織全体として部活動に関するいじめ防止や適切な指導に対する認識が薄く、部活動という集団が持つ閉鎖性や他者の目が届きにくい状況が見受けられた。

これらの課題は、部活動が安全で健全な教育活動として機能するために、指導内容の抜本的な改善、そして学校組織による監督機能の確立が喫緊の課題であることを示している。

(1) 部活動指導内容の改善

教職員の指導は、たとえ本人にとって善意や熱意に基づくものであったとしても、以下のようにいじめを助長する環境を作り出しまうと指摘する専門家もいる。

○教職員の不適切な指導と生徒の規範形成への影響

指導者が過度な叱責、他の生徒の面前での叱責、あるいは高圧的な指導を「生徒指導」として行うことは、生徒たちに「正当な理由があれば、特定の生徒に対し精神的・集団的な制裁を加えても許される」という誤った倫理観や規範意識を植え付けかねない。また、特定の生徒に指導が過度に集中する状況は、指導者の意図とは別に、集団の側に「あの生徒は責められても仕方がない」といった認識を広め、特定の生徒への排斥や攻撃を許容する同調圧力を生み出してしまう危険性がある。

○教職員からのストレスが生徒間のいじめへと転嫁されるリスク

学校という閉鎖的な空間において、教職員による不適切な指導が生徒に多大なストレスを与える原因となる。例えば、大人同士の間では不適切とされるような一方的な叱責や威圧的言動が「生徒指導」の名のもとに行われたり、生徒の健全な育成に必ずしも必要とは言えない、あるいは合理性を欠くようなルールが運用されたりすることが挙げられる。このように教職員から与えられたストレスは、生徒間での「いじめ」という形で発散され得る可能性がある。

このような影響は、本件における部活動でも及んでいた可能性がある。

具体的には、生徒の主体性を尊重する指導原則が守られず、顧問による一方的な叱責や威圧的言動といった、生徒の主体性を尊重しない言動が見られたことがある。このことは、部員全体に大きなストレスを与え、顧問が強い影響力を持つ雰囲気醸成した可能性がある。また、部活動内で実施されていた「 ノート」の運用をみても、生徒の内省や主体的な成長を促す当初の目的から逸脱し、提出しなかった際に叱責を受け、練習への参加が認められない場合があるなど、実質的に管理・評価の手段として機能するなどしていた。

本件事案発生前は、これらの問題意識に基づく体系的な研修や指導ガイドラインの整備が不十分であり、教職員個人の裁量に任される部分が大きかった。これを踏まえ、当該学校は主に以下のような取組を進めている。

○教職員向け「生徒への生活指導に関するガイドライン」の整備

このガイドラインでは、体罰(暴言)の厳禁や部活動指導における注意点に加え、「重大事態再発防止策」や「いじめに対する学校の姿勢」が明記されており、体罰のない指導及びハラスメント防止に向けた意識の共有と具体的な行動規範の確立を図っている。年度初めの職員会議にてその内容を周知している。

○体罰・ハラスメント防止と指導スキルの向上

「体罰のない指導法」「コーチング」「スポーツ心理」に関する専門家を招聘しての研修を実施している。顧問だけでなく外部コーチも研修に参加させ、実践的な指導スキルの向上と定着を図っている。

○対話重視と分け隔てのない部活動運営

顧問と生徒が対話しやすい環境を構築し、勝利至上主義ではないことを教職員と生徒間で常に確認することで、人間教育としての部活動の周知徹底を図っている。その一環として、教職員を対象とした顧問会議において研修を実施し、部活動における人間形成や指導力向上を目的とした競技以外の内容について指導・情報共有を行っている。

また、生徒主体の部活動運営を推進しており、そのための具体的な取組として、「クラブ主将会議」を実施している。この会議には各クラブの主将と主務の生徒が参加し、学校の部活動指針の確認や、生徒が主体的に部活動を運営するためのリーダーシップ研修が行われている。その内容は、各スポーツ団体や日本オリンピック委員会(JOC)等が提示する指導者・リーダー研修の内容を生徒向けにアレンジしたものである。会議後、主将・主務の生徒がクラブ主将会議で得た内容を各部員へ伝達・実践できるよう、顧問に対して伝達の場の設定を依頼し、部全体での周知と浸透を図っている。

○部活動で使用する指導ツールの運用の再確認

本件事案を鑑み、学校は全部活動を対象に、本件事案における「■ノート」に類似した指導ツール(例えば「振り返りノート」など)の使用状況を点検した。本報告書作成時点においても、大部分の部活動で運用が継続されている。学校は、部活動顧問会議等を通じて、これらの指導ツールが生徒から顧問への報告ではなく、生徒自身の振り返りや課題解決のためのツールであること、また提出は必須ではなく任意であることを確認・周知している。指導ツールの教育的有用性を認識した上で、今後も慎重に活用する方針である。

学校は既に、教職員を対象とした専門的な研修の継続的な実施、部活動運営における対話重視や人間教育の推進、生徒の自主性・主体性を育むための具体的な取組など、多岐にわたる努力を通じて指導の質の向上とハラスメント防止に努めている。引き続き文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」に示される、生徒の自主性・自律性を尊重する指導原則を全ての教職員・部活動指導員に改めて徹底してほしい。

また、研修内容を、本件事案で明らかになった部活動特有の課題、特に教職員の指導が意図せず生徒の規範意識を歪め、集団内のいじめを誘発・助長する環境を生

み出すリスク(例えば、過度な叱責や練習への不当な参加制限、ストレスを与える指導が生徒間のいじめという形で転嫁される、特定生徒への集中した指導が集団からの攻撃を正当化する誤った論理を与える、又は排他的な同調圧力を生み出すなど)の理解を深める内容を取り入れる。

さらに、部活動で使用される指導ツール全般については、現在の点検状況を踏まえ、その導入目的と実際の運用状況を継続的に検証し、適切な運用を図ることを求める。具体的には、生徒の内発的な学びや自己評価を支援する活用方法を確立するとともに、懲罰的・管理的な手段として二度と機能することがないよう、運用方法を定めること。また、この運用が形骸化しないよう、引き続き定期的な点検と改善に努めることも不可欠である。

(2) 部活動運営体制の健全化と学校組織による監督機能の確立

部活動で起きたいじめについて管理職に報告がされなかったように、部活動運営体制と管理に関する課題は、部活動が「顧問任せ」となる閉鎖的な運営を助長し、問題の発見・解決を遅らせた。当該学校は、部活動に所属する生徒が、顧問以外の教職員に相談しにくい雰囲気を経験を課題と捉え、部活動顧問への過度な依存を避け、他の教職員との連携を強化し、組織的なサポート体制の構築を目指している。具体的な取組は以下のとおりである。

○いじめの早期発見と組織的対応のための報告義務の明確化

当該学校は、いじめの早期発見と組織的対応を最優先事項の一つとし、部活動に起因した事案を含む報告義務を明確化した。具体的には、新学校基本方針において、教職員(部活動指導員含む)はいじめ行為を発見した場合は、基本的流れに沿って速やかに対応し、管理職(校長)に即座に報告することを明確に定めた。特に部活動におけるいじめについて、部活動顧問には、その場でいじめを止めるとともに、直ちにいじめ防止対策委員会に連絡し、組織的に対応を行うことを新たに明記している。部活動内で生じたいじめや人間関係上のトラブル、生活指導上の問題については、顧問が単独で解決しようとせず、生徒指導部や学年、管理職に相談するよう徹底することとした。

○顧問以外の教職員による関与の徹底

教科担当、担任、部活動顧問はそれぞれ責務を果たす指導を行うとし、部活動指導者の影響力に依存せず、教職員間での密な相談・連携を図っている。具体的には、学級編成時においては、部活動顧問がクラス担任となる偏りを極力避けるよう配慮すること、また、担任が部活動顧問の影響力に左右されない指導を行うよう、管理職及び学年主任が中心となり、担任よりも部活動顧問の影響力が強い

といった学校風土をなくす共通認識の醸成に細心の注意を払うとしている。

○生徒情報の共有強化といじめ防止環境の整備

二者面談、三者面談、SC 相談等で得られた生徒の情報及び、気になる情報を蓄積し、全教職員で共有できるシステムの構築と運用を進めている。健康推進室、担任、生徒指導部、部活動顧問など、内容に応じて関係する教職員が連携・共有し、生徒への対応を行う体制を強化している。これらの情報共有は、情報共有ツールの活用により、迅速に行うこととしている。

また、いわゆる「いじり」のない先輩後輩関係づくりに向けた環境づくりを目指し、入学時に全部員対象に部活動内でのルール確認と周知を図るため、「いじめ」「いじり」の定義・具体例の明示とルールの徹底、生徒対象の「いじめ防止」研修会を実施している。

○生徒による多様な意見表明

生徒が抱える様々な悩みの深刻化を未然に防ぐため、オンラインフォームを活用した相談窓口を導入・活用している。この相談窓口は健康推進室が中心となって運用しており、生徒は匿名での相談も可能である。匿名相談の場合、教員間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起等に活用される。

一方、記名での相談があった場合は、校長・教頭・健康推進室が連携して対応手段を検討し、相談者への直接的な回答や対応が行われる。

また、「部員による部活動運営評価制度」を実施しており、生徒からの声をその運営に取り入れている。

以上のとおり、当該学校は、本件事案を踏まえ、教職員の連携強化、生徒情報の共有化、生徒からの意見吸い上げといった多岐にわたる具体的な取組を進めており、これらの取組は、部活動運営体制の健全化と学校組織による監督機能の確立に向けた着実な一歩である。

部活動運営評価制度の実施にあたっては、単なる現状把握に留まらず、その評価結果を各部活動顧問へのフィードバック、指導内容の改善、教職員研修への反映、さらには管理職による部活動運営全体の監督機能強化に資するよう、実効性のある活用方法について熟考し、明確な運用方針を策定することを求める。これにより、学校が目指す「顧問任せ」ではない組織的な部活動運営体制の確立を、より確実なものとするのが期待される。

(3) 寮運営の適正化

部活動・寮といった閉鎖的な環境に対して、当該学校が適切にリスク管理及び管

理監督を怠ったため、生徒の SOS やいじめの兆候が外部から把握されず、問題の発見・介入を困難にしていた。

具体的には、いじめ行為が発生していた時期、対象生徒が入寮していた寮の運営は学校の直接的な監督下に置かれず、その管理が寮監と部活動顧問に過度に委任されており、特に学校と寮の所有者(寮監)の契約形態が「建物賃貸借契約」(寮監が個人で所有する土地と建物が、学校寮として使われていた)に留まることで、生徒の生活・安全・人間関係に対する学校の直接的な管理・監督責任が希薄となっていた。

また、入寮審査も顧問と寮監の一存で行われるなど、学校による実質的な関与が不足しており、寮日報制度も、寮監による問題認識不足と学校側のチェック体制の欠如により、いじめの兆候を含む潜在的な問題把握ツールとして実効性を欠いていた。

学校は、本件事案発生後、寮生活における生徒の安全確保と相談体制の強化を重要課題と位置づけ、その運営体制を抜本的に見直した。

まず、令和4年4月1日付けで、正式な寮管理業務委託契約へと移行した。これにより、業務内容に、生徒の安全管理や常駐管理者の配置など、学校寮として定めておくべき内容が明確に盛り込まれることとなり、管理運営における責任の明確化が行われた。

寮生活においては、入寮・退寮に関するルール、届出、寮の統一ルールの作成と周知を図り、特に退寮時には理由等のヒアリングを行い、いじめやトラブルがないかを確認することとした。また、SC による全寮生への面談を実施するなど、寮生への手厚いサポートの提供を開始している。

さらに、寮運営体制の強化のため、寮日報により収集した情報を情報共有ツールで関係教職員と共有するなど、迅速な情報連携に努めている。

以上の取組は、寮生活における生徒の安全確保と相談体制の強化を課題と位置づけ、寮における生徒の安全と健全な育成環境の確保に向けた努力がなされている。これらの取組に加え、以下について提言する。

ア 寮生活における相談体制の継続的な実施と周知の徹底

寮生が困りごとを抱えた際に、顧問や寮監といった直接的な関係者だけでなく、担任、保健室、生徒指導部、SC など、多様な教職員や専門機関へ相談しやすい環境について、引き続き整備・強化することを強く求める。特に、それらの相談窓口の存在を定期的に寮生全員に周知し、「顧問に知られると部活動で試合に出してもらえないかもしれない」「印象が悪くなるのでは」といった部活動生特有の不安から相談を躊躇しないよう、相談内容のプライバシー保護と守秘義務を徹底し、相談者が不利益を被ることなく安心して話せる第三者性が確保されていることを明確に明示する必要がある。

イ 寮生活に関する生徒の声の把握と運営への反映

寮生活における生徒の主体性を尊重し、その声を寮運営に反映させるため、前述の部活動運営評価制度に準ずる形で、寮運営に関する生徒アンケートを定期的実施することを提言する。アンケートを通じて寮生活の実態や生徒の意見・要望を把握し、その結果を運営改善に活かすとともに、結果の概要を寮生にフィードバックする仕組みを導入することで、透明性の高い運営を目指すべきである。

ウ 寮管理者と学校管理職による定期的な連携・監督体制の強化

学校としての監督責任を果たすため、寮日報等の情報共有に加え、寮管理者(業務委託先の常駐管理者等)と学校の管理職(校長、教頭、生徒指導主事など)による情報交換の機会を設けることを提言する。これにより、寮運営の課題、寮生の状態、トラブルの有無などについて詳細な報告と議論を継続的に行い、学校全体としての寮運営への監督機能を実効性あるものとする。

6 学校における自死予防

文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」には、学校における自死予防は「予防活動」「危機対応」「事後対応」の3段階に分けられ、日頃から自死を防ぐための校内体制を築くことや、危機対応の際に組織的対応ができるように準備をしておくことの必要性が記載されている。

(1) 予防活動

ア 校内の環境づくり

「自殺予防のための教育相談体制」として、上述の「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」には、「自殺予防は、校内の教育相談体制を基盤に専門機関の協力を得ながら、全教職員によって組織的に進めることではじめて可能となる」と記されている。つまり、一人だけで対応するのではなく、校務分掌や教育体制で教職員一人ひとりが役割を認識し、チームでの対応が必須である。

本件事案では顧問が一人に対応しており、担任、学年教諭、養護教諭、及びSC等と連携はなされなかった。また、家庭背景の複雑さが窺えたが、それに対する対象生徒の精神的負担に対する支援や専門家・専門機関との連携についてもなされなかった。

本件事案後は、SCが2名体制・各週2日勤務となり、生徒の心理面の支援について教職員が専門家に助言を求めることができる機会が増えた。また、SSWが1名、週1日新規配置されたことで福祉的な視点から環境面への支援についても専門的な助言を得られる体制になった。これは、心理面の支援はもちろん、複数の専門家が言及している「死にたい思いを抱える生徒」の家庭への支援も行うことがで

きる体制となっている。現在、SC や SSW が、教員に報告すべきと判断した内容については、教員も把握することができる環境となっている。

校内の相談体制を整えることに加えて、危機対応に備えた地域の専門機関の情報を集めておくことも重要である。上述したように、自死予防は学校のみで完結されるものではない。危機的状況になってから、専門機関を探していたのでは、対応が遅れてしまう。そうならないためにも、日頃から社会資源の情報を集めておくこと、そして、それを教職員間で共有する機会を持つことも自死予防には欠かせない。今後は、校内の専門家との情報共有に加えて、個別の相談ケースに対するコンサルテーションを強化し、チームでの対応・支援、外部連携が充実していくことを期待する。

イ 自死予防教育

思春期の子どもたちは悩みを友人に相談することが多く、友人同士のつながりを通じて SOS のサインが顕在化する可能性も高い。そのため、生徒が、自身が抱える苦しさや困り感、危機的状況に陥っていることに気づき、援助を求めることができるようになること、そして、友人の危機的な状況に気づいたり、相談されたりした時に、適切に対処できる(寄り添い、話に耳を傾けて、信頼できる大人につなぐ)ようになることを目指した自死予防教育を実施していくことが求められる。このような自死予防教育を効果的に実施するためには、文部科学省の「自他の命を大切に」する心を育む教育支援に向けてにあるような下地作りが重要である。

加えて、「命を大切に」というメッセージを送ることは、いじめや虐待といった心身の暴力に曝された自死のリスクが高い子どもにとっては、時に残酷なものとなり、精神的な負担を与える可能性がある、多くの専門家が懸念を示している。実際、生徒は、「大切ならば、どうして自分はこのような目にあうのか」と混乱し、相談するどころではなくなってしまうことも少なくない。そればかりか、「自分だけなのか」と孤立感を高めてしまうリスクもある。自死は被暗示性があるため、自死に関して深く取り扱うことは控えることが望ましいという指摘がある中で、上記「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」では、「子どもに必要な自殺予防の知識」として、

- ① ひどく落ち込んだときには相談する
- ② 友達に「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ
- ③ 自殺予防のための関係機関について知っておく が挙げられている。

本件事案発生後、様々な講演会が開催されているが、主な内容はいじめに関する内容や生き方、リーダーのあり方に関する内容が講演会形式で行われている。

また、校内でも校長の特別授業が実施されている。この授業は、いわゆる「いのちの大切さ」を主題とした学習であったことがうかがえるが、上記のような専門家

の懸念にもある通り、自死についてハイリスクな状況にある、あるいは、心身の苦痛を抱える生徒にとって、「いのちの大切さ」を一方的に強調される教育は、このような生徒を精神的に追い込み、さらなる苦痛を与える可能性もある。また、死別体験をしたことのある生徒や、直近で死と向き合うような体験をした生徒にとって、自死予防や命の尊厳に関する授業は、慎重な配慮が求められる。特に「生きているだけですばらしい」といったメッセージは、苦しさを抱える生徒にとっては受けとめが難しい内容も含まれる。

教育的側面から見ても、このような繊細な内容を扱う講演会形式や特別授業は、単に実施するだけでは不十分である。その実施に当たっては、事前のきめ細かなアセスメント、内容の丁寧な検討、そして授業後の継続的なフォローアップまで、慎重かつ周到な準備と実施体制の確立が不可欠である。これが不足した場合、苦しさを抱えていたり、死別体験があったりする生徒に対し、適切なケアが行き届かず、かえって精神的な負担を増大させる可能性も懸念される。したがって、自死予防や命の尊厳に関する授業を実施する際には、十分な準備とフォローアップ体制の確立を前提とし、生徒個々の状況への最大限の配慮をもって臨むことが強く求められる。

この点について、文部科学省「子供に伝えたい自殺予防」では、子どもを対象とした「自殺予防教育」の実施に関して「予想外の危険な事態が起きないようにする十分な準備が必要であること」についての理解の必要性が記されている。自死予防の準備段階としては、いじめ予防策で示したアプローチが有効である。具体的には、本章2-(2)で述べたような校内の相談体制整備や、生徒が気軽に相談できる環境づくりが不可欠である。また、本章2-(1)に挙げたソーシャル・エモショナル・ラーニングを通したいじめ予防教育と同様に、自死の予防に必要な教育を、その下地作りとして実践していくことが重要である。

このような準備と下地作りを行った上で、実際に自死予防に焦点を当てた教育を実施する際は、価値観を一方的に押し付けるような教育とならぬよう、そして死にたいくらい苦しい思いを抱えている生徒を適切に支援できるよう配慮することで「有効な自殺予防教育」となるとも記されている。内容についても、苦しさや辛さを抱えたときの対処方法や支援機関について学ぶようなものが望ましい。

そのために必要なこととして、「①関係者間の合意形成 ②適切な教育内容 ③フォローアップ体制の整備」の3つを挙げている。まずは校内、そして保護者等との合意形成が必要となるだろう。教職員が自死や自死予防に関する知識を身につけ、校内組織内もしくはプロジェクトチームを立ち上げて教育内容を検討していくことが求められる。③のフォローアップ体制はもちろん、子どもの実態に合わせた自死予防教育につながる取組を実施するために、日々の健康観察や教育相談アンケート、生徒の観察といったアセスメントを通して生徒及びクラス(学年)の実態を把握

するといった事前の取組も欠かせない。当該学校の実態に応じた取組が実施されることを期待する。

上記、自死予防につながる教育の実践前の実態把握と重なるが、心の健康を育むには「困ったときは相談してほしい」という援助希求力や、友達に死にたいと打ち明けられたら信頼できる大人につなぐ、というゲートキーパーとしての役割といった、子どもの力に頼るだけ、厳しい言い方になるが子どもに責任を押し付けるようなことをしてはならないことも申し添えたい。

ウ 生徒と教職員との日ごろの関係づくり

アンケートや個別相談(面談)の機会を設けることに加えて、教職員から雑談を含めた日頃の観察や積極的な声かけをすることで、子どもの変化に気づく準備をすることが欠かせない。この取組は、子どもたちが困った時に相談するきっかけにもなりうるし、変化を感じた大人側の声のかけやすさにもつながる。

本件事案発生後、相談窓口が設置されているが、「威圧的な先生が多い」「部活動は強化部しか楽しめない学校」といった意見が生徒から出されている。これは、助けを求めても耳を傾けてもらえるのか、助けようとしてくれるのかという不安や学校や教職員への不信感を表現しているとも読み取ることができる。

生活面での指導が必要な場面もあるが、日常のさりげない、部活動以外の活動の場(学級の係や委員会、学校行事での取組等)に関しても、生徒の自尊感情や自己効力感の源となるような、生徒の取組を認めるコメントや反応を示し、生徒と教職員との温かい関係を築くことが重要である。

(2) 危機対応

ア 教職員研修

文部科学省の「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)」の中にも記されているとおり、「死にたいと訴えられたり、自分の身体を傷つけていたりすることがわかったら、それを決して軽視しないこと」が、死にたい思いを打ち明けた子どもへの対応の基本である。

同資料では、「教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなって、安易に『大丈夫、頑張れば元気になる』などと安易に励ましたり、『死ぬなんて馬鹿なことを考えるな』などと叱ったりしがち」だと指摘している。また、そのような対応では、「せっかく開きはじめて子どもたちの心が閉ざされてしま」うとも指摘されている。そのため、そうした事態を避けるべく、TALKの原則に基づいた対応が求められていることも、当該資料に明記されている。

T(Tell): 言葉に出して心配していることを伝える

A(Ask): 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる
L(Listen): 絶望的な気持ちを傾聴する
K(Keep safe): 安全を確保する

また、自死のサインについても、自死があった直後に「そういえばあの時…」「今思えば…」と語られることがあり、日常的にありがちなことでも、特に「自殺の対人関係理論」に当てはまるが多かったり、過去の自殺企図・自傷行為歴や喪失体験、ソーシャルサポートの不足(孤立感)など自死につながりやすい「自殺の危険因子」が重なったりしている生徒であれば、言動の変化やいつもと違う様子といったものを注意深く見守り、総合的に見立てて対応していくことが求められる。

本件事案に関しては、対象生徒が死にたい思いを話した際に、顧問は対象生徒を励ますような言葉をかけている。これは、自死予防の観点から適切な対応とは言えず、その後の継続的な支援や、専門家へのつなぎ等も行われていない。また、学校が対象生徒の自死後に教職員に行ったヒアリングで、対象生徒の自死について「変わった様子はなかった」「まったく気づかなかった」という教職員の言葉が聞かれ、対象生徒と学校内では近い距離にいた教職員がサインに気づくことがなく、「今思えば…」という形でサインと思われる言動・様子について振り返る発言もなかった。

自死の背景には、様々な要因が重なっており、特に子どもの自死は衝動性が高いとされる。大人から見ると「10代にありがちな悩みである」「大人になれば小さなことだったと思うようになる」などと、些細なことで捉えてしまいがちなことが自死につながるほどの深刻なものとなることも少なくない。そのため、学校現場にいる大人である教職員が、前述した自殺の危険因子や、心身の健康、安定した社会生活、支援の存在といった自死を防ぐ因子と言われている防御因子、自死を考えるほどの苦しさの背景(心理状況、取り巻く環境等)を理解したうえで、積極的に声をかけること、加えて、死にたいほど苦しい状況にある生徒の心情を理解することに努めながら適切に対応することが求められる。

また、これまでの研究では、「自殺に至った若者の多くは、事前に何らかの兆候やサインを示していた」ことが指摘されている。自死直前になると、サインが減ったり消えたりすることもあるが、本件事案においても死にたい思いを口にする以外にも兆候が見受けられた可能性が高い。

本件事案発生後、学校が、生徒が様々な形で助けを求められるようにツール環境の構築にも力を入れていることは、自死予防の取組として有用である。一方で、教職員を対象とした自死予防に関する研修が、本委員会を確認できた範囲では令和5年3月に一度開催されたのみである。自死予防においては、外部の専門家(大学教員、地域の支援機関の担当者等)を招いた講演会などの機会を有効活用

しつつも、それに限定せず、教職員が自死予防について学び、深く考えるための機会を、学校として少なくとも年に1度は定期的に設けるべきである。その際には、SCやSSW等、学校内の専門職が中心となって研修を企画・実施することも有効である。

また、自死に限らず、心理的な苦しさや困り感を抱える生徒のサインに気づく力や、支援や対応に役立つ知識やスキルを習得し、生徒理解も含めた生徒へのまなざしやコミュニケーションをとる際の姿勢・態度を身につけるような研修の機会を設けることが有用である。教職員が生徒の支援者として、そしてゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう、そしてチームで生徒を支援することができるような研修を実施することが、生徒理解と自死予防には不可欠である。これについては、生徒と関わる時間が多い教職員のみでなく、外部コーチ等の生徒との関わりが密な大人も参加することが望ましい。

ただし、「支援」と言っても、教職員が精神科医やカウンセラーといった専門家が行うような対応を行ったり、校内だけで支援が完結するような体制を構築したりすることが目的ではない。教師としての役割や責任の範囲を認識し、自死の危険が迫っているときは、専門的、かつ適切な治療を受けられるよう支援できるような学びの機会を設けることも重要である。校内、そして外部との連携の必要性も踏まえた研修を実施し、教職員のスキルアップを目指すものである。

加えて、苦しい思いを抱えた生徒を支援する教職員等のメンタルヘルスケアも重要である。ストレスチェック等(集団分析)を活用しながら職場環境を整えていくこと、労働者の多くがストレスを感じている対人関係面についても、職員間の良好な関係の構築や維持ができるような取組も重要であることも申し添えたい。

イ チーム対応

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)」によると、自死の危機に備えて危機対応チーム(管理職、生徒指導や教育相談の担当者、学年主任、保健主事、養護教諭、SC等)を組織しておくことの重要性が記されている。自死の危険が高まったり、自死未遂が生じたりした場合には、危機対応チームのメンバーに生徒との関わりが密接である担任や部活動顧問等を加え、誰が子どもや保護者と直接関わるのが適切かを見極め、そのキーパーソンを中心にチームとして対応していくことが求められる。

本件事案では対象生徒及び保護者からいじめの相談を受けた顧問が一人で対応しており、養護教諭やSCとの連携はなされなかった。また、家庭背景の複雑さが窺えたが、それに対する生徒の精神的負担に対する支援や専門家・専門機関との連携はなされなかった。

本件事案後は、前述したとおりSCが2名体制・各週2日勤務となり、生徒の

心理面の支援について教職員が専門家に助言を求めることができる機会が増えている。加えて、SSW が新規配置されたことで、福祉的な視点による環境面への支援についても専門的な助言を得られる体制の構築を図っている。

これにより、生徒の心理面の支援はもちろん、多くの専門家が言及している「『死にたい思いを抱える生徒』の家庭」への支援も行うことができる体制となっている。教職員間のチーム形成に加え、保護者も保護者だけで子を支えようと孤立することを防がなければならない。生徒及び家庭への支援が行きわたるよう、多角的な意見交換が活発化することと、積極的な連携が期待される。

(3) 事後対応

自死という危機的な出来事が学校コミュニティで発生した場合、児童生徒らは心身に様々な反応を示すことから、その反応が長期化・重篤化するのを防ぐため、適切な時期での緊急対応が極めて重要となる。当該学校においては、自死発生直後の緊急対応として、SC 及び学校が要請した派遣 SC の専門家のもと、学校コミュニティへの「緊急支援」が行われた点は評価できる。緊急支援とは、学校というコミュニティが生じた児童生徒らの多様な反応を適切に受け止め、学校本来の機能を回復するための活動である。

しかし、当該学校における緊急対応では、以下の点において課題が認められるため、改善を要する。

第一に、保護者への情報提供の内容と時期の改善である。生徒に対しては、事実の伝達に加え、アンケートや個別面談といった直接的な心のケアが迅速に行われた。一方、在校生徒の保護者への連絡の内容は、事実や当該学校で取り組んだことに留まり、カウンセリングの案内はあったものの、保護者が自宅で子どもと適切に接し、支えるためのアドバイスが不足していた。具体的には、「突然のショックな出来事に対する子どもたちの様々な反応(身体的、情緒的、対人関係など)」「そうした子どもの反応への保護者の適切な見守り方や関わり方、注意点」「これらの反応は異常ではなく、大きなショックを受けた際に起こる一般的な反応であること」といった心理教育的な内容を盛り込むべきであった。特に、本件事案では遺族の心情を考慮し、対象生徒と同じ部活動に所属していた保護者会の開催が約 1 週間後となったが、このような状況においてこそ、より早い段階で、保護者が自宅でどのように子どもを支えるべきかに関する具体的な情報提供を行うべきであった。

第二に、遺族への継続的な配慮と同校に在籍するきょうだい、自死の影響が大きいと思われる生徒への支援である。学校による事案へのアンケート調査や基本調査等が進むにつれて、遺族と当該学校との信頼関係が損なわれ、学校コミュニティ内で分断が生じ始めたように見受けられる。このことは、当該学校が遺族の心情や置かれた状況への配慮を欠き、情報提供やコミュニケーションが不適切であったこと、また、

調査対象となった生徒やその周囲の生徒・保護者といった特別な配慮を要するコミュニティ構成員への継続的支援が不足していたことに起因すると考えられる。

まず、遺族に対しては、自死直後の諸事に追われ、心労も重なる時期における連絡内容の整理や、保護者会開催等に関する丁寧な打診と日時調整に加え、その後の調査の進捗報告、関係教職員に関する情報提供など、当該学校の行動について常に遺族の意向を十分に確認し、心情に寄り添った丁寧な打ち合わせと、不誠実と受け取られない情報提供のバランスが求められる。

次に、遺族を含め、調査のヒアリング対象となった部員やその部員と近い関係にある生徒、あるいはその保護者といった特別な配慮を要するコミュニティの構成員に対し、心身の健康状態を把握し、継続的なケアやSCへの接続を含めた支援を行うべきである。特に、自死の原因に関する噂や情報が流布する中で、これらの影響を受けた人々の精神的な負担の軽減や、生徒間のコミュニティを守ること、調査に関わる生徒もそうでない生徒も、可能な限り安心して学校生活を送ることができるよう学校として積極的にアプローチし、支援を継続することが重要である。教職員は日頃から生徒や保護者との良好な関係を構築し、学校内の状況を察知できるよう努める必要があり、万が一に備え、校内で支援体制を事前に検討しておくことが望ましい。

7 学校全体のガバナンス強化と持続的改善の仕組み

(1) 追試験や補充指導のルールのも確化と共通理解

本件事案に関連する学業管理の課題は、①定期試験で欠点の科目があった場合の追試験回避のための学習課題と、②部内で実施されていた「欠点ノート」(定期試験の問題と解答をノートに3回ずつ書き写す)という独自のルール(ペナルティ一課題)の2点が挙げられる。

まず、定期試験後の追試験回避のための学習課題については、「単位の修得の認定」に関わる事項である。「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編」(平成30年7月文部科学省)によると、「各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うよう配慮すること」が求められている。具体例として「特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させる」ことなどが挙げられており、定期試験によって単位の修得ができなかった場合、補習指導や追試験による弾力的な対応が可能であることが示されている。

一方で、学習評価については、同指導要領解説において「学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要」であり、学習評価の「評価規準や評価方法等を明確にすること、評価結果について教師同士で検討すること」などが示されている。また、「学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなどして、評価に関する情報をより積極的に提供し保護

者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要である」としている。

次に、ペナルティー課題については、「運動部活動での指導」に関わる事項である。運動部活動のガイドラインによると、運動部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと」が重視されており、「生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されない」ことが示されている。どのような行為が体罰に当たるかについては、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」と述べられている(平成 25 年文部科学省)。その中で、「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」には、以下のような項目が挙げられている。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例)
 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

当該学校では、定期試験で単位が未修得とされた科目があった場合、一部の教科担当教員から追試験回避のための学習課題が与えられるなど、追試験や補充指導

などの対応が教員間で統一されていなかった。加えて、一部の部活動ではペナルティー課題(部では「欠点ノート」)が課されていた。これらの学習課題に対して、担任や教科担当教員の間で、課題内容や課題量の把握が十分になされていなかった。また、こうした学習課題はどの生徒においても一律に課されており、生徒一人ひとりの実態に即した指導が行われていたとは言い難い。

本件事案発生後、当該学校では追試験回避のための特別な補充指導を一切禁止し、追試験の対象生徒への指導の徹底を図っている。また、ペナルティー課題についても、本件事案の基本調査後に、懲罰的な活動の禁止を全教職員に周知している。さらに、本件事案後に提出された学校調査報告書の提出後には「生徒への生活指導によるガイドライン」として、体罰(暴言)の厳禁・部活動指導での注意などを記載し、年度当初の職員会議で確認を行っている。

定期試験で単位が未修得となった生徒に対する追試験や補充指導などのいわゆる救済措置については、上述のとおり弾力的な対応が認められている。一方で、「欠点ノート」は、部顧問が課題の内容や量などを独断で決定して行っていることから、単位修得のための補充指導とは言い難く、一定程度の肉体的、精神的負荷を課す懲罰的な機能を有していると考ええる。当該学校では、本件事案発生後から追試験や補充指導の改善に努めている。今後も、こうした取組が継続的に行われ、効果的な学習支援が提供できるように以下の施策について助言・提案する。

ア 追試験や補充指導のルールの特明確化

定期試験で単位が未修得とされた科目があった場合の追試験や補充指導の運用ルールを定める。このルールを全教職員で共有し、科目や教職員間での共通理解を図る。もちろん、生徒一人ひとりの個人差や実態に応じて柔軟な対応を行うことは、必要な配慮事項である。そのため、追試験や補充指導に関する評価結果や実施方法、及び個に応じた柔軟な対応の在り方については、学習指導担当を中心に、定期的に教職員間で検討・協議してもらいたい。これらの単位修得の基準や追試験、補充指導のルールについては、生徒や保護者に不公平感を抱かれないように、年度や学期ごとに丁寧な説明を行い、生徒や保護者からの理解を得ることも重要である。

イ 生徒の実態を踏まえた指導

学業成績は、①身体的要因(視覚障害、難聴、運動機能障害あるいは心臓病等で授業が十分に受けられなくなるため)、②性格的要因(神経質、不安傾向、情緒不安等で集団学習が困難なため)、③家庭的要因(両親の離婚・別居、家族の長期入院、貧困等で、物理的・精神的に学習に支障をきたすため)、④学校要因(学校運営、学級経営、教師との関係、友人関係等に問題があるため)など多面

的な要因が関連している(速水敏彦「心理学辞典」)。そのため、学習の遅れがちな生徒については、多面的なアセスメントを行い、生徒一人ひとりの実態に即した指導内容や指導方法を検討し、適切な支援を行う必要がある。

ウ 効果的な学習支援体制の整備

単位修得が難しい生徒がいた場合は、教科担当や学習指導担当が中心となって、あらかじめ定められた追試験や補充指導のルールをもとに、個々の実態に応じた学習支援を提案する。その際、必要に応じて部活動顧問と協力し、追試験や補充指導が完了するまで、部活動の参加を減らすなど、単位修得に専念できる環境整備及び配慮を行う。

(2) 提言全体の実効性確保と持続的改善

これまでの提言を確実に実行するためには、学校長のリーダーシップが重要となる。「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成27年中央教育審議会)においても、学校の複雑化・多様化する課題に対して「校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である」としている。特に、本件事案のような学校危機対応においては、学校長を含む管理職の主導による体制整備が求められる。「生徒指導提要」(令和4年12月文部科学省)では、学校危機に迅速に対応し、被害の最小化と早期回復が図られるように、事件・事故や災害が起こる前の「リスクマネジメント」と発生後の「クライシスマネジメント」の必要性が説明されている。「リスクマネジメント」においては、①危機管理マニュアルの整備、②危機対応の実践的研修、③日常の観察や未然防止教育等の実施、「クライシスマネジメント」では、①初期段階の対応と早期の介入、②中・長期の支援、③再発防止への取組が示されている。

本件事案発生前の、旧学校基本方針においては、いじめ等に対する組織的な対応について、「いじめが認知された場合、ただちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、問題解決及び再発防止をはかる。」との記載にとどまっていた。また、学校が策定した危機管理マニュアルでは、不審者、防災、防震、台風の対応に関する対応のみが記載されていた。

このように、本件事案に関連するいじめ、性暴力、自殺(自殺の危険の高まりを含む)に関する具体的で実効的な対応が明示されておらず、教職員の理解が全く得られていなかった。そのため、令和元年6月に生徒自らいじめの被害と希死念慮を部活動顧問に伝えたにもかかわらず、部活動顧問の独断で学校への報告を見送り、部活動内での事後対応を行ってしまうこととなった。これらは組織対応のルールが明確に示されていないとともに、組織的な対応の重要性が教職員間に浸透していなかったことが要因であったと考える。

学校調査報告書では、いじめを生まないための取組における教職員「三つの覚悟」の中に、「③自分の考えや意見を自由に言い合える職場の空気をつくる。年齢・経験・立場・役職そして所属を越えた、生徒のためになる考えや意見を誰しもが自由闊達に発言し合う。」という教職員の指針を示した。また、同調査報告書の生徒支援の在り方では、部活動内で起こったいじめや人間関係上のトラブル、生活指導上の問題を、「部活動内で片づけない。生徒指導部や学年、管理職に相談する。特に、「命」に関して訴えた生徒についてはリスクが高いことを心に刻み、学校と家庭で連携をして継続的に見守りや情報交換を行なう」ことが示され、学校における組織的な対応に対する教職員間の共通理解が図られた。

さらに、具体的な対応については、令和6年に「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル(生徒が自殺を企図した場合)」を作成した他、新学校基本方針においていじめ対応の基本的な流れの明示などが示された。加えて、本件事案発生以降の改善策に対する実施状況や成果を評価し改善につなげるための組織として、企画委員会・運営委員会、いじめ対策特別委員会を位置づけた。

学校調査報告書で示された取組に基づく対応フローの作成などの改善については、一定の評価ができる。引き続き、教職員が適切な対応を確実に行えるような施策を提案してもらいたい。特に、早期対応(初期対応)については、いじめに限定せず、生徒の性被害が発覚した場合や希死念慮を示すなど自殺の危険が高まった場合などの対応についても、具体的な方策を示す必要がある。

こうした取組に関する組織対応のルールを明確に定めた上で、それらのルールを教職員に浸透させるには、学校管理職のリーダーシップが重要となる。校長のリーダーシップにより、学校のマネジメント強化を行い、組織的に取り組む体制づくりと、必要な指導体制の整備が必要となる。そこで、以下の提言・提案を行う。

ア 実効的な対応マニュアルの作成

新学校いじめ防止対策基本方針では、いじめが起きた場合の対応が示された。しかし、本件事案の結果を踏まえると、その他の問題に対する対応を明確に示すことも必要であり、対応マニュアル(フロー)の作成が考えられる。対応マニュアルの作成においては、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き【改訂版】(令和3年福岡県教育委員会)」などが参考になる。また、「学校で性暴力被害がおこったら一被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引きー」(平成22年 田口奈緒)では、学校で性暴力被害が起こった場合の具体的な対応をタイムラインにまとめている。さらに、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年文部科学省)では、自殺の危険が高まった場合、及び自殺未遂への対応の流れが示されている。

いじめ、性暴力、自殺(自殺の危険の高まりを含む)への対応は、共通する部分が多い一方で、特に外部機関・及び外部関係者との連携においては、事象ごとに異なる。当該学校は学校の実態を踏まえて、さらに教職員が実効的に対応できるマニュアル(フロー)の作成を進めてもらいたい。

イ 取組の明確化と具体化(重点目標及び年間指導計画への位置づけ)

本件事案に対する発達支持的生徒指導と未然防止教育を実現するためには、適正な年間指導計画の作成が不可欠である。年間計画の作成に当たっては、生徒指導の目的である社会の中で自己実現を果たすことができる資質・態度や自己指導能力の育成という視点を踏まえる必要がある。また、作成する年間計画の中には、関連する教職員研修を位置づけ、全教職員の共通理解のもと、粘り強く組織的な指導・援助を行っていくことが大切である。そのためにも計画の作成段階から全教職員が参画し、全校体制で推進していく意識を高めたり、計画の中に担当部署や担当教職員名を明記するなど、教職員一人ひとりに当事者意識を喚起できる工夫を図ることも求められる。

また、こうした取組が今後も継続的に行われていくように、学校の教育目標と関連づけた重点目標に設定することも考えられる。

ウ PDCA サイクルに基づく改善・修正

本件事案発生後に位置づけられた企画委員会・運営委員会、いじめ対策特別委員会を中心として、今後進められる取組や体制が効果的なのかどうか、定期的に点検し、振り返りとともに継続的に改善を図ることが重要である。こうしたPDCA サイクルによるマネジメントを行うためには、管理職が明確なビジョンを提示すること、定期的なモニタリングを行うことが重要である。児童生徒や保護者、教職員からの情報を収集し、継続的な適切な評価・改善を行うことが求められる。

また、教職員に対しても、取組や職場環境に対する意識調査を行い、生徒指導体制の整備やその充実のための情報として活用することも大切である。

エ 管理職の危機対応への強化

学校の教育目標を達成するためには管理職のリーダーシップが重要なことは言うまでもないが、特に、生徒の自殺を含む学校危機に直面した際には、管理職の果たす役割は大きくなる。それは、学校危機の発生頻度は少なく、実際に事後対応を経験した教職員が少ないからである。

そのため、管理職は危機対応に関する一定の知識を備えておくことが望まれる。危機対応に関する最新の研修受講や、関係機関が公開する緊急対応の手引きなどの関連資料から対応の流れやポイントを把握しておく必要がある。これまでに引

用した資料の他に、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(文部科学省、平成22年)、「学校における性暴力事案対応マニュアル」(福岡県、令和6年)などは、学校に準備し、常に閲覧できるようにしておくことも求められる。

◆県が講ずべき対策

いじめの認知の基準や対応などが、学校ごとに異なることがないように、あらゆる機会を捉えて、情報提供や助言、指導などの支援を行う必要がある。

法に規定するいじめの定義は社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、この定義に従えば、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。したがって、これを重大化させないことが必要であり、互いの違いを尊重しつつ、自ら人間関係の問題を解決してよりよい関係性を築いていける力の育成が必要である。学校における教育活動全般を通してこうした力を育てることができるよう、具体的な取組の支援が求められる。

県では、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめ防止等の対策の総合的かつ効果的な推進に資するため、学校、教育委員会、児童相談所、警察や法務局等の行政機関、医師、弁護士、心理や福祉などの専門家等で構成される「福岡県いじめ問題対策連絡協議会」を設置している。

この協議会等を通じて、本件事案のように事態が重大化する背景、とりわけ部活動や寮といった閉鎖的な環境や人間関係がいじめに繋がりがやすいという問題意識や、その後の関係者、関係機関の対応状況、再発防止策等についての情報共有を図るとともに、関係機関との連携等を通じて、今後のいじめ防止等のための取組を実施していく必要がある。

いじめによる重大事態が発生した際には、学校における初動時の対応が特に重要であることから、学校が迅速かつ適切な調査が実施できるよう、必要に応じて、学校に対し、初動段階での情報提供や助言、指導等の支援を行う必要がある。

また、県では、自殺対策基本法第 13 条に基づき、国の自殺総合対策大綱や本県の実情を踏まえた自殺対策を推進するため「福岡県自殺対策計画」を策定している。この計画では、子ども・若者世代の課題として、死因の第 1 位が自殺であり、その対策が喫緊の課題と位置づけられている。自殺の要因の一つであるいじめ問題にも、重点的に取り組むよう徹底していく必要があるとしており、今後の基本的な施策として、児童生徒の自殺対策に資する教育の実施や教職員に対する普及啓発、学校における心の健康づくり推進体制の整備などが位置づけられている。

今後も、この計画に沿って、困難・ストレスに直面した時の対処方法を身に付けるための教育の推進や児童生徒の自殺予防に関する研修会等を通じた教職員への基

礎知識等の理解促進を図る必要がある。また、学校における相談体制の充実を図るとともに、教職員のカウンセリング能力等の向上や、自殺予防や心の悩み等に関する相談窓口情報等の発信など、具体的な取組を進めていく必要がある。

なお、これらの具体的な取組を進めて行くためには、県の関係部局間の連携や、市町村、医療機関や警察等の関係機関等との連携が重要である。

おわりに

いじめ防止対策推進法では、いじめ行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じれば「いじめ」にあたりと定義されています。

いじめ行為は、いじめを行った生徒が「指導」や「ふざけ合い」だと認識していても、それを受けた生徒の自尊感情や尊厳を深く傷つけ、時に心身に回復不可能なほどの苦痛を与え、最悪の場合、死に至らしめることさえあります。本件において、実際に尊い生命が失われた事実は極めて重く、その要因の一つとしていじめが影響を与えた可能性は否定できません。

本調査を通じて明らかになったのは、重大ないじめ行為が起こった背景に、いじめの深刻性に対する認識が、いじめを行った生徒だけでなく、学校組織全体として不足していた点です。二度と悲劇を繰り返さないためにも、いじめを未然に防ぐ予防教育の実施、そして、いじめ発生時の迅速かつ適切な対応を可能にする組織的体制の構築が不可欠です。

心身ともに成長途上にある生徒を守り導くことは学校の最も重要な責務であり、教職員一人ひとりがその自覚を持ち、組織一体となって、いじめの未然防止と重大化防止に全力を尽くすことを強く望みます。

福岡県いじめによる重大事態再調査委員会

福岡県いじめによる重大事態再調査委員会委員構成

(現委員は五十音順)

区 分	氏 名	所属・職名
委員長	伊藤 巧示	福岡県弁護士会・弁護士
委 員※ ¹	慶田城 杏奈	スクールカウンセラー・臨床心理士
委 員※ ²	坂本 美紗	スクールソーシャルワーカー・社会福祉士
委 員※ ³	平田 泰彦	福岡県医師会副会長・医師
委 員	山田 洋平	福岡教育大学大学院・准教授
委 員※ ⁴	高瀬 妃登美	スクールソーシャルワーカー・社会福祉士
委 員※ ⁵	山内 ひろみ	スクールカウンセラー・臨床心理士
委 員※ ⁶	長柄 均	福岡県医師会副会長・医師

※ 現職欄の記載は、現任の委員は本報告書提出時のもの、退任した委員は退任時のもの

- 1 慶田城委員は、令和 6 年 9 月 19 日から就任
- 2 坂本委員は、令和 6 年 4 月 1 日から就任
- 3 平田委員は、令和 6 年 7 月 19 日から就任
- 4 高瀬委員は、一身上の都合により令和 6 年 3 月 31 日に退任
- 5 山内委員は、任期満了により令和 6 年 9 月 18 日に退任
- 6 長柄委員は、一身上の都合により令和 6 年 7 月 18 日に退任

福岡県いじめによる重大事態再調査委員会による再調査・審議経過

	再調査委員会実施年月日	内容
1	令和 6 年 3 月 27 日	論点整理
2	令和 6 年 4 月 25 日	遺族からの意見聴取
3	令和 6 年 6 月 26 日	論点整理
4	令和 6 年 8 月 28 日	論点整理
5	令和 6 年 9 月 24 日	関係生徒等からの意見聴取に係る検討
6	令和 6 年 10 月 25 日	アンケート調査様式の検討
7	令和 6 年 11 月 27 日	関係生徒等からの意見聴取に係る検討
8	令和 6 年 12 月 25 日	アンケート調査結果の精査
9	令和 7 年 1 月 22 日	関係生徒等からの意見聴取に係る検討
10	令和 7 年 2 月 12 日	第三者委員会からの意見聴取
11	令和 7 年 3 月 5 日	関係生徒、保護者からの意見聴取
12	令和 7 年 3 月 11 日	学校及び寮の实地調査 学校関係者からの意見聴取
13	令和 7 年 3 月 27 日	学校関係者からの意見聴取 学校实地調査結果の精査
14	令和 7 年 4 月 25 日	事実関係の整理
15	令和 7 年 5 月 28 日	事実関係の整理
16	令和 7 年 6 月 27 日	報告書案の審議
17	令和 7 年 7 月 30 日	報告書案の審議
18	令和 7 年 8 月 29 日	報告書案の審議
19	令和 7 年 9 月 26 日	報告書案の審議
20	令和 7 年 10 月 24 日	遺族からの意見聴取 報告書案の審議
21	令和 7 年 11 月 21 日	報告書案の審議
22	令和 7 年 12 月 19 日	報告書案の審議
23	令和 8 年 1 月 16 日	報告書案の審議
24	令和 8 年 2 月 20 日	報告書案の審議

参考文献

- 中央教育審議会 (2015).『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』.
- 文部科学省 (2009).『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』.
- 文部科学省 (2013).『体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)』.
- 文部科学省 (2019).『高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)解説総則編』.
- 福岡県臨床心理士会 編(2020).『学校コミュニティへの緊急支援の手引き』 金剛出版.
- 福岡県教育委員会 (2021).『いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き【改訂版】』.
- 福岡県 (2024).『学校における性暴力事案対応マニュアル』.
- 荻上チキ (2018).『いじめを生む教室 子どもを守るために知っておきたいデータと知識』 PH
P研究所.
- 河邊憲太郎(2024).『「死にたい」子どもたちと向き合う11のポイント』 星和書店.
- 窪田由紀 編(2016).『学校における自殺予防教育の進め方 だれにでもこころが苦しいときがあるから』 遠見書房.
- 信田さよ子(2013).『傷つく人 傷つける人』 集英社.
- シュナイドマン, エドウィン・S(訳 高橋祥友)(2005).『シュナイドマンの自殺学 自己破壊行動に対する臨床的アプローチ』 金剛出版.
- 末木新 (2020).『自殺学入門 幸せな生と死とは何か』 金剛出版.
- 末木新 (2023).『「死にたい」と言われたら』 筑摩書房.
- 高橋聡美(2020).『教師にできる自殺予防 子どものSOSを見逃さない』 教育開発研究所.
- 高橋祥友 編著(2008).『新訂増補 青少年のための自殺予防マニュアル』 金剛出版.
- 田口奈緒 (2020).『学校で性暴力被害がおこったら一被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き一』.
- ジョイナー, トーマス・E・Jr(監訳 北村俊則)(2024).『新装版 自殺の対人関係理論 予防・治療の実践マニュアル』 日本評論社.
- 羽藤邦利(2023).『自殺防止の手引き 誰もが自殺防止の強力な命の門番になるために』 金剛出版.
- 速水敏彦 (1999).『心理学辞典』 学業不振児. 中島義明 編 有斐閣.
- 阪中順子(2023).『学校現場から発信する 子どもの自殺予防ガイドブック いのちの危機と向き合って』金剛出版.
- 松本俊彦(2015).『もしも「死にたい」と言われたら 自殺リスクの評価と対応』 中外医学社.
- 松本俊彦(2015).『自傷・自殺する子どもたち』 合同出版.
- 松本俊彦(2019).『「助けて」が言えない SOSを出さない人に支援者は何ができるか』 日本評論社.
- 松本俊彦(2021).『「死にたい」に現場で向き合う 自殺予防の最前線』日本評論社.
- 松本俊彦(2023).『「助けて」が言えない』 子ども編 日本評論社.
- 諸富祥彦(2022).『いじめの空気は変えられる！教室の小さな変化の起こし方』 図書文化社.